

長崎県人権教育・啓発基本計画

第 3 次 改 訂 版

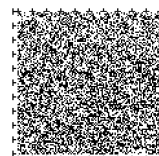
温もりと心の豊かさが実感できる
人権尊重社会の実現をめざして

「人権」とは

すべての人が生まれながらに持っている
人間らしく生きていくために必要な
誰からも侵されることのない基本的な権利 です

この冊子の表紙から83ページまで、
音声コード(奇数ページ右下、偶数
ページ左下)が印刷されています。
スマホ用音声コードリーダーアプリ
(Uni-Voice Blind)で音声情報を聞
くことができます。

令和4年3月





はじめに

21世紀は「人権の世紀」と言われています。国連では2005年（平成17年）に、人権文化の発展促進などを目的とした「人権教育のための世界計画」の取組が始まり、国においては、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されるなど、各種人権問題の解決に向けた取組が行われてきております。

県におきましては、平成18年に、人権教育・啓発の取組と様々な人権問題の解決に向けた施策の方向性を示した「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定し、これまでに二度の改訂を行いながら、人権が尊重される社会の実現をめざし、諸施策を積極的に推進してまいりました。

しかしながら、学校や家庭、職場、地域などで、女性、子ども、高齢者、障害のある人への暴力や差別、被差別部落や外国人、性的少数者などに対する偏見、差別等は未だに解決されず、また、インターネットを悪用した誹謗中傷や差別を助長する書き込み等の問題も深刻化してきております。さらには、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷等といった新たな問題が生じるなど、人権を取り巻く環境は、依然として厳しいものがあります。

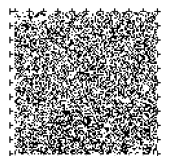
こうした社会情勢の中、令和3年度からスタートした「長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025」などを踏まえ、この度、現行計画を見直し、「長崎県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）」を策定いたしました。

県では、引き続き、本計画に基づき、国、市町、NPOなどの民間団体の皆様と連携して、「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」に向けた取組を総合的・計画的に進めてまいりますので、県民、事業者等の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の見直しにあたり、熱心にご審議いただきました長崎県人権教育・啓発推進懇話会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に深く感謝を申し上げます。

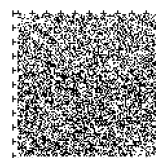
令和4年3月

長崎県知事 大石 賢吾



目 次

第Ⅰ章 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本計画の性格	2
第Ⅱ章 人権尊重をめぐる取組	3
1 国際社会（国連）での取組	3
2 国内での取組	6
3 長崎県での取組	6
第Ⅲ章 計画の目標と基本方針	8
1 計画の目標「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」	8
2 基本方針	9
第Ⅳ章 人権教育・啓発の推進	10
1 あらゆる場における教育・啓発	11
(1)学校等における人権教育	11
①子ども一人ひとりを大切にする学校教育の推進	12
②学校教育活動全体を通じた人権教育の推進	13
③同和教育の成果を生かした人権教育の推進	13
④子どもの発達段階に応じた人権教育の推進	13
⑤研究指定校と啓発資料の作成、配布等	15
⑥教職員研修の計画的な実践	16
⑦家庭・地域社会との連携	16
(2)家庭、地域社会における人権教育・啓発	16
(3)企業、団体等における人権教育・啓発	18
(4)総合的かつ効果的な人権教育・啓発に向けた取組	20
2 特定職業従事者に対する人権研修の推進	21
(1)公務員に対する人権研修	21
(2)教職員に対する人権研修	21
(3)警察官に対する人権研修	22
(4)消防職員に対する人権研修	22
(5)医療関係者に対する人権研修	22



(6)福祉保健関係者に対する人権研修	22
(7)マスメディア関係者に対する人権研修	23
3 推進環境の整備	23
(1)ネットワークの構築	23
(2)人材の育成	23
(3)学習プログラムと教材の開発と活用	24
(4)情報提供システムの充実	24
(5)市町の実態に応じた教育・啓発の推進	25
4 相談・支援体制の整備	25
(1)相談機能の整備・充実	25
(2)教育・研修や交流・連携活動等の支援	26

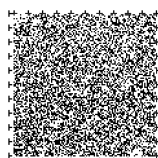
第V章 重要課題別の施策の推進 27

1 女性の人権	27
2 子どもの人権	34
3 高齢者の人権	40
4 障害のある人の人権	45
5 部落差別（同和問題）	52
6 外国人の人権	57
7 HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権	60
〔1〕HIV感染者等	60
〔2〕ハンセン病回復者等	64
〔3〕新型コロナウイルス感染症患者等	67
8 犯罪被害者等の人権	69
9 インターネットによる人権侵害	73
10 性的少数者の人権	76
11 その他の人権問題	79
(1)原爆被爆者に関する問題	79
(2)災害時における人権尊重	80
(3)その他の問題	80

第VI章 計画の推進体制 82

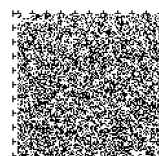
1 県の推進体制	82
2 国、市町との連携	82
3 企業・団体、NPO等との連携	82
4 計画の目標年度	83

[数値目標]	84
--------	----



資料編

人権関係年表	89
関連計画一覧表	93
世界人権宣言	94
日本国憲法（抜粋）	98
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	102
人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）	104
人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】【概要】	127
長崎県人権教育基本方針	128
長崎県人権教育・啓発推進会議設置要綱	131
「長崎県人権教育・啓発推進懇話会」設置要綱	134
長崎県人権教育・啓発推進懇話会委員名簿	135
長崎県人権教育・啓発推進懇話会開催経過	136
補足	137



第 I 章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、日本国憲法で保障された基本的人権を尊重し、県民一人ひとりの人権が尊ばれ、温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現をめざし、1999年(平成11年)、「人権教育のための国連10年」国内行動計画を基本とした「長崎県行動計画」を策定しました。

2000年(平成12年)の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行により、人権教育・啓発の理念と地方公共団体の責務が明記されたことを受け、2006年(平成18年)、「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定し、全庁的な人権教育・啓発の取組と、様々な人権問題の解決に向けた諸施策の方向性を示しました。

その後、2012年(平成24年)と2017年(平成29年)に本計画を改訂してきましたが、これまでの社会情勢の変化や人権問題を取り巻く環境の変化、県の新たな総合計画、人権に関する個別分野の計画見直しなどに対応した必要な見直しを行い、引き続き、「人権が尊重される社会づくり」を進めるものです。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）

第2条（定義）

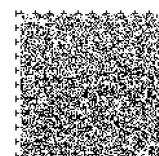
この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第3条（基本理念）

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。



2 基本計画の性格

この計画は、次の性格を有するものです。

- (1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づく、人権教育・啓発の推進にかかる本県の施策であり、さらに「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の基本理念を踏まえた人権教育・啓発の基本方針と具体的施策の方向を示すものです。
- (2) これまでの取組を踏まえ、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}と人権尊重の理念をさらに普及し、理解を深めるため、人権教育の充実、重要課題の設定、特定職業従事者に対する人権研修の強化、啓発の推進などを継承・発展させていきます。
- (3) 県の様々な施策における諸計画に対して、人権教育・啓発に関する基本計画とするものです。今後、施策の推進にあたっては、この計画の趣旨を踏まえて諸施策の点検を行い、常に人権の視点を持って取り組むものとします。
- (4) 市町をはじめ、県内の公的団体、マスメディア、企業、地域等で活動する民間の諸団体においても、この基本計画の趣旨を踏まえた自主的な人権教育・啓発を期待するとともに、その指針となるものとします。

長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025

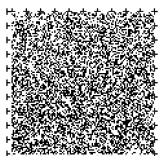
基本理念：人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く
力強い長崎県づくり

基本理念を実現するための3つの柱

1. 地域で活躍する
人材を育て、未来
を切り拓く

2. 力強い産業を
育て、魅力ある
しごとを生み出す

3. 夢や希望のある
まち、持続可能な
地域を創る



第Ⅱ章 人権尊重をめぐる取組

1 国際社会（国連）での取組

二度にわたる悲惨な世界大戦の反省をもとに、世界の平和と人権の尊さを願って、1945年（昭和20年）に結成された国際連合（国連）は、国連憲章で、「基本的人権の尊重と人間の尊厳の不可侵」を前文に掲げ、1948年（昭和23年）にすべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」を採択しました。

以後、「世界人権宣言」の理念を実効あるものとするため、「国際人権規約」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」、「ハンセン病差別撤廃決議」など、多くの人権に関する国際条約・決議を採択しました。

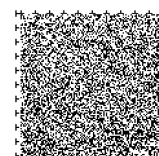
しかし、世界各地の紛争や内戦等は絶えず、1993年（平成5年）のウィーン世界人権会議では、「人権が国際社会の指導原理であること」、「現代社会の諸問題の解決には人権意識の徹底・人権教育が不可欠であること」などが確認されました。

さらに同年、人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が創設され、その後、国連の人権問題への対処能力を強化するため、2006年（平成18年）、国連総会の下部組織として「人権理事会」の設立決議が採択されました。

また、国際社会における人権問題の解決に向けた取組の気運の更なる高まりにより、1995～2004年（平成7～16年）の10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、「人権教育を推進することによって、世界のあらゆる地域において、人権という普遍的文化をめざす」具体的プログラムとしての行動計画が報告されました。

さらに、2005年（平成17年）からは、国連10年の取組の継続を目的として、「人権教育のための世界計画」が始まりました。

この世界計画は、初等・中等教育における人権教育を重点とした第1フェーズ（2005～2009年 平成17～21年）、高等教育における人権教育及び教育者・公務員・法執行者等への人権教育を重点とした第2フェーズ（2010～2014年 平成22～26年）、メディア・報道関係者への人権研修を重点とした第3フェーズ（2015～2019年 平成27～令和元年）を経て、現在、第4フェーズ（2020～2024年 令和2～6年）の過程にあり、これまでの3つのフェーズの取組の一層の強化に加え、「若者」への人権教育を重点とした取組が進められています。



さらに、この第4フェーズは、SDGs（持続可能な開発目標）のターゲット4.7と連携させることとされています。

*国際人権規約とは、次の二つの規約をいう。

1. 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」略称 A 規約、「社会的基本権」といわれる。
教育を受ける権利、社会保障を受ける権利、労働に関する権利等が規定されている。
2. 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」略称 B 規約、「自由権的基本権」といわれる。
生命に関する権利、思想・良心・信教の自由、言論の自由、集会・結社の自由等が規定されている。

SDGs（持続可能な開発目標）

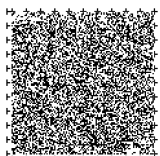
SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することをめざしている。

このSDGsには、人権尊重の考え方がベースにある。

本県においても、このSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、県民一人ひとりが安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献していくこととしている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



* 「ターゲット4.7」とは

上記SDGsの17の目標の中の目標4

「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」

ターゲット4.7

「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」

2 国内での取組

国は、日本国憲法が定めるすべての国民に保障する基本的人権の確立と擁護を図るため、種々の人権施策を推進するとともに、国際社会の一員として、「国際人権規約」をはじめ人権に関する諸条約に加入し、その具体的な取組を進めてきました。

そして、1997年（平成9年）に「人権擁護施策推進法」を施行するとともに、「人権教育のための国連10年」国内行動計画を策定し、関係府省での取組が開始されました。

さらに、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、2002年（平成14年）、同法に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、計画に係る施策の実施状況を毎年の年次報告として公表しています。

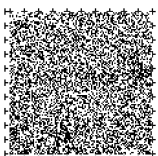
人権に関係した法律についても、女性、子ども、高齢者、障害のある人、部落差別（同和問題）、外国人等に関して、「男女共同参画社会基本法」（1999年（平成11年））、「児童虐待の防止等に関する法律」（2000年（平成12年））、「発達障害者支援法」（2004年（平成16年））、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（2005年（平成17年））、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（2013年（平成25年））、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（2013年（平成25年））、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（2016年（平成28年））、「部落差別の解消の推進に関する法律」（2016年（平成28年））などが制定されています。

また、2006年（平成18年）に制定された新たな「教育基本法」においては、生涯学習の理念に基づいた学校、家庭、地域等の連携に裏付けられた様々な分野における人権教育の取組が求められています。

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」に従って、人権教育の現状を調査し、併せて、教材や指導方法の充実・改善のための調査研究を実施し、2008年（平成20年）に公表した「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の中で、学校での取組をはじめ、家庭・地域と連携した取組等、43の具体的な実践例を提示し、人権教育の充実が図られるよう支援しています。

3 長崎県での取組

県は、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、県民一人ひとりの人権が尊重される社会をめざして、諸施策を推進してきました。



また、被爆県として、1990年（平成2年）、「自由と平和の尊厳に関する長崎県宣言」を発し、世界に向けて核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴えてきました。

1999年（平成11年）に、国の「人権教育のための国連10年」国内行動計画の策定を受けて、「長崎県行動計画」を策定（2003年（平成15年）改訂）し、学校、地域社会などにおいて、人権教育・啓発の取組を進めてきました。

2005年（平成17年）には、「長崎県人権教育啓発センター」を開設し、広報・啓発、教育・研修活動、相談・情報提供活動や交流・連携活動などをさらに効果的に推進してきました。

また、同年に、人権教育・啓発を全庁的な体制で総合的かつ効果的に推進するため、「長崎県人権教育・啓発推進会議」を設置しました。

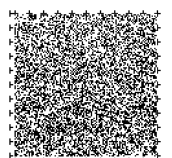
「人権教育のための国連10年」が終了した翌々年の2006年（平成18年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえて、「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」を目標に掲げた「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、人権教育・啓発活動の拠点である「長崎県人権教育啓発センター」を活用しながら、学校、家庭、職場、地域社会などあらゆる場・あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を進めてきました。

その後、それまでの取組状況、社会情勢の変化などを踏まえて、2012年（平成24年）に第一次改訂を、2017年（平成29年）に第二次改訂を行いました。

一方、県教育委員会が示した「長崎県人権教育基本方針」（2009年（平成21年）策定）や「第三期長崎県教育振興基本計画」（2019年（平成31年）策定）に基づいて、学校教育や社会教育の場における人権教育の推進に積極的に取り組んでいます。

このような中、前回改訂から概ね5年を経た2022年（令和4年）、この間の人権問題に係る国内外の社会情勢の変化などを踏まえ、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の第三次改訂を行い、持続した人権教育・啓発を推進していきます。



第Ⅲ章 計画の目標と基本方針

1 計画の目標

「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」

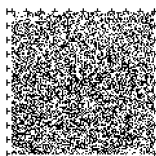
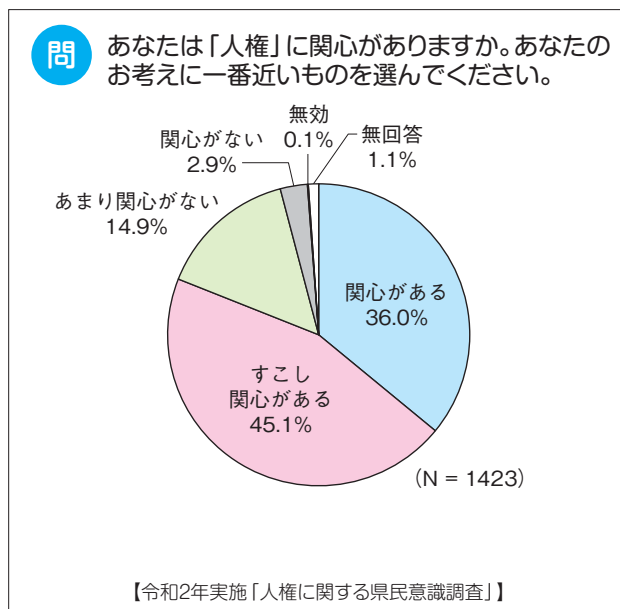
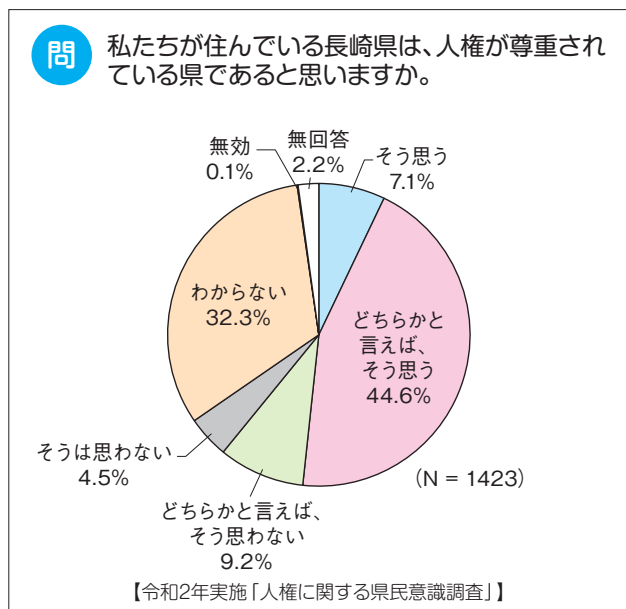
人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利です。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、私たちの社会生活の基礎をなすものであり、個人の個性と能力が十分に発揮できる社会の基礎的条件です。

また、すべての人々が人権を享有する社会の実現のためには、自他の人権について正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、互いの人権を尊重する人権の共存が求められます。

私たち一人ひとりが人権尊重社会の担い手として、人権の意義及びその尊重と共存の重要性について理性と感性の両面から理解を深め、人権感覚を磨き、態度や行動に現すことができるようにする必要があります。

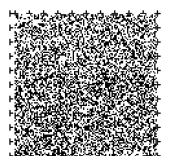
そこで、本計画では、県民一人ひとりの基本的人権が尊重され、個人の個性と能力が十分に発揮できるとともに、人権が共存し、ゆとりや楽しさが感じられる「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」を目標とします。



2 基本方針

計画の実現に向けて、法の下での平等、個人の尊重という普遍的視点から、県民一人ひとりが自らの課題として、生涯にわたって人権について学ぶことができるよう効果的な人権教育・啓発を推進していきます。

- ① 国、市町、民間団体、企業等と連携協力し、学校や家庭、職場、地域社会等あらゆる場や機会をとらえて人権教育・啓発を推進します。
- ② 生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階に応じた人権教育・啓発を推進します。その際、学校教育と社会教育とが相互に連携し、人権を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養^{かんよう}に努めます。
- ③ 各人権課題に対する取組については、それらに関する知識や理解を深め、さらには、問題の解決に向けた実践的な態度を一人ひとりが培っていくような人権教育・啓発を推進します。
- ④ 県民一人ひとりの人権の尊重の実現に深い関わりを持つ公務員、教職員、警察官、消防職員、医療関係者、福祉保健関係者、マスメディア関係者等に対する人権研修を推進します。



第Ⅳ章 人権教育・啓発の推進

人権尊重の精神を広め、人権文化に満ちた社会を実現するためには、生涯にわたる人権教育による意識形成が必要であり、学校、家庭、職場、地域等のあらゆる場や機会を活用した人権教育・啓発を一層進めていかなければなりません。

現在、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、性的少数者等の人権問題のほか新型コロナウイルス感染症にかかる新たな人権問題などがありますが、それらの解決には、県民一人ひとりがそれぞれの人権問題の本質を正しく理解し、具体的に態度や行動に現すことができるようになるための人権教育を推進することが必要です。そのために、これまで培ってきた同和教育・啓発における成果等を踏まえ、人権教育・啓発の内容の更なる充実と強化を図ります。

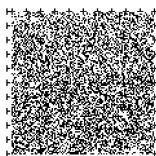
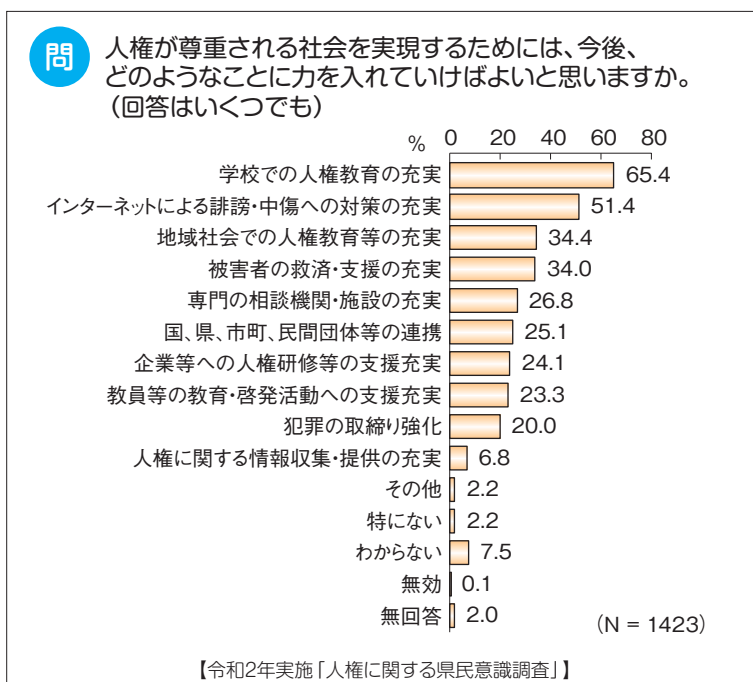
また、公務員、教職員、警察官等の人権に特に関わりが深い特定職業従事者に対しては、人権尊重社会を実現する責務の保持者であるため、積極的な人権研修の推進が求められます。

さらに、テレビやインターネット等による情報発信は大きな啓発効果が期待できるため、マスメディア・SNS等を活用した広報の取組を推進します。

一方、マスメディアは世論の形成に大きな影響力を持つという観点から、マスメディアにおける自主的かつ積極的な人権研修の取組を要請します。

***SNSとは**

「Social Networking Service」（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称で、インスタグラムやツイッターなどWeb上で社会的なネットワークを作り出せるサービスのこと。



1 あらゆる場における教育・啓発

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、人権教育・啓発を効果的、積極的に推進する必要があります。

そのためには、学校、家庭、地域社会、職場等のあらゆる場や機会において、対象者や地域の実態に応じた研修会等を実施し、人権問題が身近な問題であるとの認識のもと、日常生活の中において、具体的に態度や行動に現すことができるようにすることが重要です。

(1) 学校等における人権教育

<現状>

人権教育は、一生涯を通して人権に関する知的理解と人権感覚を身につけようとするものですが、人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の学校教育等における人権教育は特に重要です。

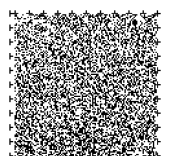
子どもの尊厳と個性を尊重し、一人ひとりを大切にすることを、さらには、発達段階に応じて、子ども一人ひとりが権利の主体であるとの基本認識のもと、教育活動全体を通して、自分や他者の人権についての理解を深め、日常生活において、自らの態度や行動に現すことができるようにすることが大切です。

そのために、就学前においては互いを大切に思う心の育成に、小・中・高等学校においては、同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しく理解し、問題解決に向けての具体的な実践力の育成に取り組んでいます。また、大学等においても、同和問題などの人権問題等を扱った講義や講座等をカリキュラムに取り入れた人権教育・啓発が推進されています。

県教育委員会は、これまで取り組んできた同和教育を継承しながらも、より人権尊重の精神の涵養^{かんよう}をめざすため、1978年（昭和53年）策定の「長崎県同和教育基本方針」を、2009年（平成21年）に、「長崎県人権教育基本方針」として改定しました。この「長崎県人権教育基本方針」や文部科学省が示した「人権教育の指導方法等の在り方について」の周知を図るために、県内の教職員を対象とした各種人権研修会の開催や啓発資料を配布するなどの取組を行っています。

<課題>

人権教育を各学校の実態や子どもの発達段階に応じて推進しているにもかかわらず、いじめや賤称語^{せんしょうご}発言等の差別事象は未だにありません。



学校においては、いじめは人権侵害であり、あらゆる人権問題が「人間が人間をいじめる事象」であることを共通認識し、知識の習得にとどまらず、差別や偏見を受けた人々の苦しみや悲しみ等の思いや考えを、子ども一人ひとりに感得させる人権教育を推進する必要があります。

また、新たな人権問題（新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害など）についても、教職員が正しい理解を深め、自らの人権感覚を磨くとともに、日常生活も含めすべての人の人権が尊重される学校、学級づくりに努めることが肝要です。

具体的には、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しながら、子ども一人ひとりが互いの人権について正しく理解し、日常生活における差別やいじめの問題を発見し、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力を育成しなければいけません。

2004～2008年（平成16～20年）までに文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について」の三次にわたる「とりまとめ」が示され、その中に、自分の大切さと同様に他者の大切さも認め、様々な場面で態度や行動に現れる人権感覚の涵養が、人権教育の目標として掲げられています。

* 賤称語発言とは

被差別部落やその出身者に対して、差別的な意図をもって使用される言葉を「賤称語」といい、人を貶める表現としてそのような言葉を使うことを「賤称語発言」という。

< 具体的方策 >

（基本認識）

それぞれの校種における教育活動の中で、幼児、児童生徒、学生が社会生活を営む上で必要な知識や技能、関心・意欲・態度などを確実に身につけることを通じて、人権尊重の精神の涵養を図ることが大切です。

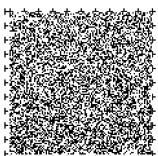
初等中等教育においては、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育んでいきます。

高等教育においては、「生きる力」を基盤とした知的、道徳的及び応用的能力の活用を図ります。

こうした基本認識に立って、下記に示す具体的方策の実施に努めます。

① 子ども一人ひとりを大切にす学校教育の推進

子ども一人ひとりの存在は尊いものであり、一人ひとりの持つ個性を最大限に引き出し、すべての子どもが生き生きと学べる学校教育の実現をめざします。



教職員は、子ども一人ひとりの個性が十分に発揮され、自分の存在と同じく他者の存在も大切であることを自覚できるような教育活動を実施します。

また、個に応じたきめ細かな指導を通して、一人ひとりに「確かな学力」を身につけさせ、将来にわたって必要な「生きる力」を獲得できるようにします。

②学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校教育においては、自ら学ぶ資質や態度を身につけ、生命を大切にし、人権を尊重する心、他者を思いやる心など、豊かな人間性を核とした「生きる力」の育成に努めます。

そのためには、学習指導要領の趣旨を踏まえ、教科のねらいに即した指導をはじめ、特別の教科道徳及び特別活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間などを意図的、計画的、継続的に関連づけて指導することが重要です。

③同和教育の成果を生かした人権教育の推進

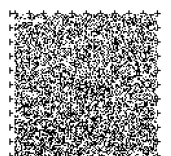
学校においては、我が国固有の人権問題である同和問題の解決をめざして同和教育を推進してきました。この取組においては、心がけや思いやりなどの一般論にとどまるのではなく、教師が「差別の現実」や「子どもの姿」から学び、個々に寄り添った教育を行う大切さを明らかにしてきました。また、学校におけるいじめなど他の人権問題においても、差別の根は同一であるという認識の下、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざして取り組んできました。

県は、部落差別（同和問題）の解消は国や地方公共団体の責務であり、国民的課題であるとの認識のもと、「長崎県人権教育基本方針」を踏まえ、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざし、これまでの取組の成果を生かした人権教育の充実、推進に努めます。

④子どもの発達段階に応じた人権教育の推進

子どもの発達段階に応じ人権尊重の意識を高め、偏見や差別のない社会づくりに自ら取り組んでいこうとする実践力を身につけさせることが重要です。

子どもが、学校生活を通して、自分の言動に偏見や差別がないかを振り返り、まわりに潜むいじめ等を見逃さず、互いが大切な存在であることを認めて、相互の人権を尊重した行動ができるような指導が求められます。



このため、文部科学省が示す「人権教育の指導方法等の在り方について」に従って、知識、価値・態度、技能の3側面から、人権に関する知的理解を深め人権感覚を磨くことにより、自分と同じく他者の人権を尊重しようとする意識・意欲・態度を育み、それを実践行動につなげることをめざした教育・啓発に注力します。

ア 就学前段階

この段階では、幼児が、家庭や幼稚園・保育所・認定こども園等集団生活において、自分が大切にされているという実感を得ることで自尊感情を持てるように指導することが重要です。このことによって、他者を尊重する気持ちが醸成^{じょうせい}されます。

また、遊びを中心とした生活の中から、他者を尊重する精神を育てていくことも重要です。

そのために、下記の2点について配慮します。

- 好奇心、探求心、思考力の芽を育て、自ら問題を解決し自信が持てるような自発的な遊びを重視します。
- 幼児が他の幼児との関わりを通して他者の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情を育むよう努めます。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきを体験し、それらを乗り越えることにより、次第に芽生えてくるのが期待できます。

* 自尊感情とは

自己に対して肯定的な評価を抱いている状態を指す Self-esteem の日本語訳。

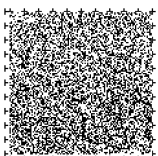
自尊感情が高くなれば、自身のよい面も悪い面も受け入れ、自分自身を大切に思うことができるようになると言われていた。

イ 小・中学校段階

小学校低学年の段階では、生活体験に基づく気づきから、想像力や認識力に訴えて人権感覚を育むことが有効です。

高学年の段階では、人権の意義や重要性を知的に理解させ、知的理解が抽象的なものにとどまらないよう、具体的な人権問題を直感的に「おかしい」と認知できる感性の育成を図ります。

中学校の段階では、自己肯定感を高めるとともに、多様な生のあり方や様々な価値観を持つ他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できる生徒の育成をめざします。



ウ 高等学校段階

この段階は、小・中学校段階で身につけた人権に対する基本的な知識・技能、感性を発展させ、人間の尊厳や人権の共存の大切さを自分のあり方、生き方と深く関わらせて認識できるよう育成します。

また、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的に取り組み、その成果を表現するために必要な思考力、判断力、表現力等を、生徒一人ひとりが身につけられるよう学習指導の充実、改善を図っていきます。

併せて、将来、社会人になったときに生きる力を発揮することができるようキャリア教育の充実に努めていくとともに、雇用・労働問題に対処することができるよう労働法規等について生徒への理解を深めさせていきます。また、就職選考において、不適切な事象に生徒が正しく対処できるよう、教職員に対しても適正な選考に向けた取組やその意義についての理解を引き続き深めさせていきます。加えて、本県の歴史的背景等を考慮に入れながら、国際的視野に立つ調和のとれた豊かな人間の育成を図るため、国際理解と多文化共生の教育の推進を図ります。

*キャリア教育とは

児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

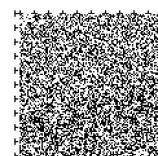
エ 大学等段階

この段階では、これまでに培われてきた人権意識や感性に基づいた実践力を身につけた社会人になれるよう、教養教育やそれぞれの専門課程での科目履修を通して、すべての人の人権を守るための法や社会のしくみについての理解を深め、態度や行動として現すこと、また、就職選考における不適切な事象にも対応できることが求められます。

⑤研究指定校と啓発資料の作成、配布等

県内の小・中学校を対象に、人権教育の研究校を指定し、その実践的研究の成果を県内の小・中学校に広めていきます。

また、人権教育の現状と課題を踏まえ、県内の全教職員及び関係機関に人権教育・啓発に関する資料を配布し活用を図ります。



⑥教職員研修の計画的な実践

教職員の指導力向上を図るため、地区別人権教育研修会を主とする研修会や教育センターにおける経年研修等での人権教育研修を実施します。

さらに、各学校に人権教育担当者を置き、それぞれの学校における研修等の内容を充実させます。

⑦家庭・地域社会との連携

学校教育のみならず、学校と家庭・地域社会が連携した人権教育について、次のとおり推進します。

- 学校で取り組む人権教育の内容を家庭や地域社会へ知らせ、人権教育に関わる学校行事等に保護者や地域の方の積極的な参画を促すなど、相互交流を促進します。
- 地域社会との情報交換に努め、社会性や豊かな人間性を育む多様な体験活動の実施を通じて、子どもの人権意識を高めます。
- 学校、家庭、地域の連携・協働を進めるために、めざす子ども像を共有し、日常生活の中で、人権を尊重した態度や行動がとれるようにします。

(2) 家庭、地域社会における人権教育・啓発

<現状>

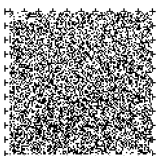
幼児から高齢者までを対象にした社会教育の場において、身近な生活や社会における人権問題等、人権全般についての理解を深めるとともに、人権感覚の涵養^{かんよう}を図っていくことが大切です。

そのために、県及び各市町においては、あらゆる機会や場における研修会や講座、啓発活動を通して、県民の人権意識の向上を図っています。

県が実施する研修会や講座の開催にあたっては、受講者が抱える課題及び社会情勢の変化に対応したテーマを設定し、取組事例の発表、参加体験型学習など効果的な学習方法を取り入れて人権教育を進めています。

なお、県内の各市町においても、地域の実態に応じた研修会や公民館講座等による社会教育が実施されています。

また、家庭教育を支援するために、保護者への研修機会の提供や情報提供・相談対応などを実施しています。



さらに、家庭、学校、地域社会、行政が一体となって、子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直す県民運動「ココロねっこ運動」の推進など、子どもが健やかに成長できる人権に根ざした環境づくりにも努めています。

<課題>

今日の家庭の状況は、核家族化、少子化の進行及び経済状況の悪化などから、生活や子育てに対する不安や悩みをもつ親が少なくありません。また、子どもに暴力を振るう、子育てを放棄するなどの児童虐待事案が増えているとともに、子どもの貧困問題が深刻化しています。

こうしたことから、親が子に対して、豊かな人間性を育み、正義感や公正を重んじる心、自分や他者を大切にすることを育てながら、一人ひとりの人権を大切にする家庭教育が図れるよう支援する必要があります。

一方、県や市町は、社会教育や家庭への支援を通して人権教育・啓発を実施していますが、2020年（令和2年）に実施した「人権に関する県民意識調査」では、人権をテーマとした講演会や研修会等に「参加したことがない」という県民が全体の7割を超え、依然として高い状況にあります。

このような状況を踏まえ、県や市町は、継続して人権教育・啓発活動に取り組む中で、今後、講演会や研修会等の内容の充実を図るとともに、さらに誰もが参加しやすい環境づくりや機会の提供を行っていく必要があります。

また、各地域においては、人権教育・啓発活動を率先して推進する指導者の養成も重要です。

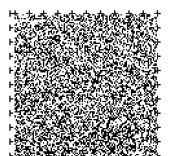
<具体的方策>

（基本認識）

家庭はすべての教育の出発点であるとともに、子どもの人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たすものであるとの認識に立って、家庭教育の充実を図ります。

社会教育においては、人権文化に満ちた地域社会の実現をめざして、女性、子ども、高齢者、障害のある人、性的少数者、外国人等にかかる人権問題や、部落差別（同和問題）、インターネット上での人権侵害など、現代社会が抱える様々な課題の解決に向け、自分との関わりの中で自ら考える学習の場を設けていく必要があります。

その中で、「自分の大切さを認めるとともに他者の大切さを認める」という人権尊重の理念を基盤に、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常生活において態度や行動に現れるようにすることをめざします。



さらに、地域に根づき、地域の要となって人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成にも取り組みます。

(家庭教育)

- ①家庭教育力の向上を目的とした家庭・子育て支援事業の推進
- ②地域総がかりでの家庭教育相談体制の整備・充実
- ③ひとり親家庭の支援のための研修会などの充実
- ④家庭、地域社会の教育力向上のための社会教育関係団体等での人権学習支援

(社会教育)

- ①地域が抱える課題や実態を踏まえた研修及び参加しやすい研修方法や学習機会の提供による人権教育・啓発活動の充実
- ②社会教育関係者の質的向上をめざした研修会等の実施
- ③地域で活動する指導者の養成を目的とした専門的講座の充実
- ④人権教育の有効な手法とされる参加体験型学習の進め方や留意点について、指導者への一層の周知と支援

***性的少数者とは**

こころの性とからだの性が一致しない、あるいはこころの性がはっきりとしないトランスジェンダーや、同性愛者、両性愛者など、性に関して少数派の人たちの総称。

(3) 企業・団体等における人権教育・啓発

<現状>

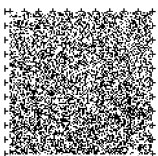
企業の社会に与える影響がますます大きくなった現代では、企業も社会を構成する一員として、人権や環境などに配慮した行動をとるべきであるとする企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）が強く求められております。

また、企業だけでなくすべての組織を対象とした社会的責任に関する手引き（ガイドライン）である ISO26000 も発行されています。

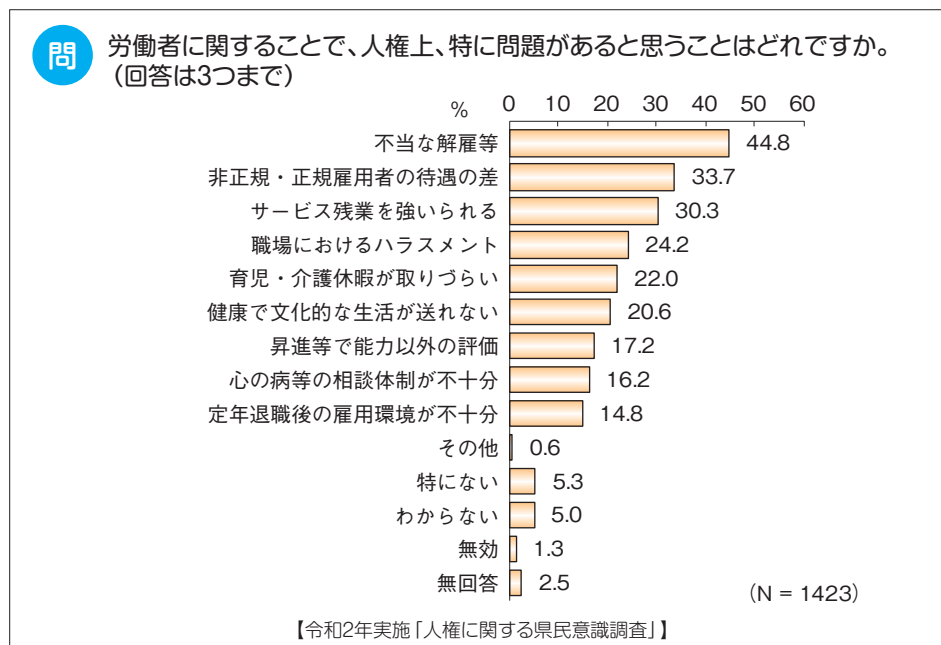
こうした中、県は、関係機関との連携により、企業・団体等を対象としたセミナーなどを実施し、人権が尊重される企業づくりに向けた取組を進めています。

<課題>

企業等の中には、依然として、採用選考にあたっての就職差別事案やハラスメント、長時間労働や急な雇い止めなどといった人権問題が生じています。

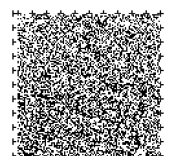


また、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や2019年（令和元年）に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」により、雇用、職場における男女の均等な取扱い、女性活躍の推進、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等防止対策の強化が求められています。



<具体的方策>

- ① 県は、長崎労働局などと連携して、企業・団体等の人事・労務の責任者や公正採用選考人権啓発推進員等を対象に、様々な人権課題をテーマとした研修等を行い、企業等内で効果的に人権教育・啓発活動に取り組める体制を推進します。
- ② 職場内研修のあり方や方法、講師紹介、研修教材等について適切な助言や情報提供を行い、また、企業等への講師派遣などを通して、企業・団体の自主的な研修等の取組を支援します。
- ③ 働きやすい職場環境づくりや男女の機会均等、女性の活躍などをめざすため、労働セミナーの開催や「ながさき女性活躍推進会議」の取組などにより、経営者等の意識改革や社会的な気運醸成^{じょうせい}を促進します。
- ④ 経営者団体等に対して、その構成員に対する研修・啓発を積極的に推進するよう継続して要請します。



***公正採用選考人権啓発推進員とは**

職業選択の自由、就職の機会均等の確保、雇用への促進を図る見地から、部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題について、正しく理解、認識し、本人の適性と能力に応じた公正な採用選考を行うため、公正な採用選考システムの確立等について、事業所内で中心的な役割を担う者で事業所が選任する。本県では、常時雇用する従業員の50人以上の事業所等で選任することとなっている。

***ハラスメントとは**

嫌がらせ、いじめといった意味で、職場では、他の者を不快にさせる性的な言動であるセクシュアルハラスメントや職務上の地位や優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与えるパワーハラスメント、妊娠、出産等を理由に不利益な扱いをするマタニティハラスメントなどがある。

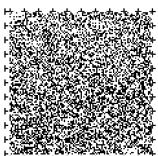
(4) 総合的かつ効果的な人権教育・啓発に向けた取組

〈研修・啓発のねらい〉

- ① 人権の意味及び様々な人権問題の本質や実態等についての正しい理解や、無意識のうちに他者の人権を侵害し、逆に侵害される立場に立つ可能性があることの認識を促します。
- ② 個別の人権問題に応じた身近な課題（本計画第V章の重要課題項目など）を取り上げ、自らの課題として対応できるようにめざします。
- ③ 差別による痛み、悲しみ、憤りなどを理解するため、差別を受けた人とのふれあいや対話を通して、人の生き方や体験等を学び、知的理解を高めるとともに、感性に訴えるようにします。

〈主な研修・啓発の手法〉

- ① 研修目的を明確にし、講義に加えて、ワーク・ショップなどの参加体験型学習やフィルムフォーラム等の手法を取り入れます。
- ② 県民や人権に関わる教育関係者等がいつでも、どこでも人権について学ぶことができるよう、対面による実施に加え、ICTを活用した研修も取り入れて行っています。
- ③ スポーツ組織等と連携して、多数の県民が集まる場や機会を活用した啓発を推進していきます。
- ④ 県や市町の広報媒体、テレビ・ラジオ等のメディアやSNS等インターネットなどを効果的に活用し、県民への啓発を図ります。



- ⑤ 啓発冊子、リーフレット等は、関係機関等への配布に加え、研修会や講座等において活用するなど、啓発活動に積極的に活用します。
- ⑥ 啓発ビデオなどの視聴覚教材や書籍の充実を図り、学校、職場、地域社会など多様な人権研修等で活用されるよう、「長崎県人権教育啓発センター」のホームページを通して情報発信します。

***ICT とは**

「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、「情報通信技術」のこと。

2 特定職業従事者に対する人権研修の推進

国連の「人権教育のための世界計画」は、第4フェーズ行動計画（2020～2024年（令和2～6年））の過程にあります。

これまで、公務員や教職員、警察官、消防職員、メディア・報道関係者などの人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（特定職業従事者）への人権研修の推進が求められていましたが、第4フェーズにおいても、その強化が求められています。

(1) 公務員に対する人権研修

公務員は、住民の基本的な人権を保障する立場にあり、すべての人々の人権を尊重した行政を推進する上で、豊かな人権感覚を持つことが求められます。

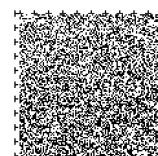
このため、公務員に必要な人権意識を身につける人権研修に努めるとともに、公権力の行使や社会的に弱い立場にある人などに接する業務に携わる人などについては、部門ごとの人権研修を推進します。

なお、県職員に対しては計画的な人権研修を実施するとともに、市町に対しても人権研修の充実を要請します。

(2) 教職員に対する人権研修

子どもの人権が保障され、子ども自身が自らの人権意識を高めるためには、教職員の継続的な研鑽^{けんさん}が重要です。

そのために、自主的な人権研修の受講はもちろんのこと、初任者研修や経年研修などにおいても、人権に関わる講話等を編成した研修を実施します。



(3) 警察官に対する人権研修

人権を尊重した警察活動を徹底するため、警察学校や職場における人権研修を計画的に実施します。

特に、犯罪被害者支援に関しては、警察職員が犯罪被害者の心理や特性を理解し、その人権を最大に尊重した支援が行えるよう研修を推進します。

(4) 消防職員に対する人権研修

地域住民の生命、身体、財産の安全を守る消防職員は、県民生活と密接に関わり、十分な人権擁護の姿勢が求められることから、消防学校における人権研修を計画的に実施するとともに、市町等に対しても人権研修の充実を要請します。

(5) 医療関係者に対する人権研修

様々な患者と日々接する医療関係者が、患者等の人権を尊重することの重要性を認識し、インフォームドコンセントの理念の理解や、患者等の立場に立った処遇など、人権意識を一層向上させるよう医療機関及び医療関係者の養成機関に対し、人権研修の推進と充実を要請します。

なお、精神科病院については、患者の人権を尊重した正しい処遇が施されるよう、従事者に対する人権研修の徹底を要請します。

* インフォームドコンセントとは

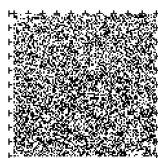
「十分な説明を受けた上での同意」

患者が医者から自己の状態や治療について十分な説明を受け、理解した上で同意し、示された治療を選択するということ。

丁寧な説明を受け状況を理解したいと望む患者と、十分な説明を行い、患者の同意を得ることが医療提供の重要な要素であるとの認識を持った医療従事者が協力し合う、信頼関係に基づくより良い医療環境が目標とされる。

(6) 福祉保健関係者に対する人権研修

高齢者、子ども、障害のある人などの人格尊重、個人の秘密保持、公平な処遇確保等に関して、社会福祉関係者等に対する人権研修の充実を関係機関に要請するとともに、福祉保健関係者を養成する機関における人権研修についての充実を働きかけます。



(7) マスメディア関係者に対する人権研修

新聞、テレビをはじめとした多様な情報媒体は、人権問題に対し大きな影響力を持つことから、マスメディア関係者へ自主的な人権研修の取組を要請します。

3 推進環境の整備

効果的な人権教育・啓発活動を実施するためには、実施主体の体制強化や推進環境の充実を図ることが必要です。

特に、各市町や学校、社会教育関係団体等の人権教育・啓発の実施主体が持っている教育力を発揮しながら、互いに連携、協力することが何よりも重要です。

そのため、県は、各市町における人権施策推進への支援や、より効果的にするための学習プログラム、教材の開発などに取り組みます。

さらに、育成した指導者や開発した学習プログラム・教材が十分活用されるためには、これらの情報を提供、共有することが重要であり、そのため、「長崎県人権教育啓発センター」を人権教育・啓発活動の拠点とし、一層の環境整備に努めます。

(1) ネットワークの構築

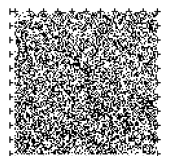
- ① 国、県、市町及び関係団体は、それぞれの推進体制の整備・強化充実を図り、様々な人権問題の解決に向けた教育・啓発の取組及び各種相談対応等について、相互の連携・協力をさらに進めます。
- ② 各市町の人権教育指導者と市町教育委員会の連携を基盤として、指導者の積極的な活用を促進し、地域の実態に応じた人権教育の推進を図ります。
- ③ 県が登録している人権・同和教育指導者及び関係団体や機関で活動する指導者等をネットワーク化し、講師としての活用や、指導者相互の情報交換と研鑽^{けんさん}に努めます。

(2) 人材の育成

互いに人権感覚を高め、様々な人権問題の解決を図るべく、学校教育、社会教育等の学習の場において人権教育・啓発を推進するためには、

- 各分野にわたる人権問題の教育・啓発を行う地域の指導者
- 効果的な人権教育・啓発の企画立案者
- 高い専門性を備えた指導者

などの育成が必要です。



①地域で活動する人材の育成

地域において人権教育・啓発活動を推進する人材（人権・同和教育指導者）の養成に努めるとともに、その資質向上を図るための研修を実施します。

②高い専門性を備えた指導者の育成

①に加えて、様々な人権問題に対応した人権教育を推進するために、研修や参加体験型学習を自ら企画・立案し、講師として実践する能力を有する専門性の高い指導者の育成に継続して努めます。

また、市町、関係機関、団体等のネットワーク化により、育成された指導者の活動の場を作り、活動及び協議を通して指導者の活動の活性化を図ります。

(3) 学習プログラムと教材の開発と活用

人権教育は、知識の習得にとどまらず、自ら課題解決に向けて行動することをねらいとした学習計画が必要です。

併せて、学習者の年齢、ニーズ等を把握し、明確な目標を設定した上で、学習者相互の意見交換を通じた学習が求められます。

また、学習者が知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面から人権教育を習得するためには、講義、フィルムフォーラム、参加体験型学習などを効果的に組み合わせた学習プログラムと有用な教材が必要です。

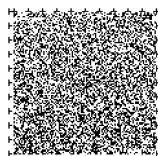
そのため、これらに対応する学習プログラムと効果的な教材の開発に継続して取り組むとともに、その開発にあたっては、県内の関係機関や大学などとも連携を図りながら進めていきます。

(4) 情報提供システムの充実

生涯学習社会の中にあって、人権について、いつでも、どこでも気軽に学べるようにするため、講師及び啓発資料関係をはじめとする様々な情報の収集、提供に努め、県民のニーズに応える情報提供システムの充実を図ります。

具体的には下記事項について取り組みます。

- ① 人権教育・啓発に有用な様々な情報を収集・集約し、併せて図書、ビデオ、教材等の充実を図ります。
- ② 収集・集約した情報や図書、ビデオ、教材等については、「長崎県人権教育啓発センター」及び同センターのホームページ等を活用して広く周知を図ります。
- ③ 県、市町、関係団体などの取組については、マスメディア等を通じて積極的に情報を発信し、広く県民へ周知します。



(5) 市町の実態に応じた教育・啓発の推進

県内の各市町では、公民館講座やPTA活動、社会教育関係団体などの主催行事の中に人権教育が組み込まれており、人権について直接・間接的に内容を盛り込み、工夫して実践されています。

公民館講座における人権教育は、参加者の人権課題に対する考え方や、参加者の年齢や学習のニーズ等を踏まえるなど、地域の実態に応じて実践することが必要です。

① 計画的な教育・啓発の推進

各市町において策定されている人権教育・啓発基本計画（指針）に基づいた人権教育・啓発活動が推進されるよう、講師の派遣、学習資料の提供、研修会等の企画立案などについて支援します。

② 体系的・継続的な教育・啓発の推進

知識習得を目的とした学習から人権感覚を高める学習までの一連の教育を進めるために、体系的な学習プログラムを作成・提供することによって、継続した人権教育を支援します。

③ 県と市町の連携強化による教育・啓発の推進

県と市町との連携を基盤として、講演会・研修会等の啓発事業を実施します。

また、市町が独自に実施する人権教育・啓発活動の企画・立案についても積極的に支援します。

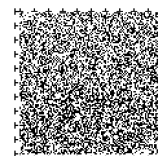
4 相談・支援体制の整備

(1) 相談機能の整備・充実

① 様々な人権問題に対応し、解決を見出すために、長崎地方法務局等の専門的な相談機関が整備されています。これらの各種人権問題に呼応する相談窓口のさらなる周知を図ります。

② 「長崎県人権教育啓発センター」では、人権の研修・啓発等に関する相談をはじめ、様々な人権に関する悩みなど、多岐にわたる相談窓口としての役割が求められます。

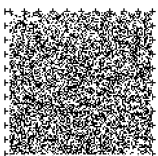
そのため、他の専門的な相談機関で対応することが適切な事案も多くあることから、他専門相談機関との連携強化を図るとともに、相談員の専門性向上のための研修などに取り組みます。



- ③ 相談窓口の活用を進めるため、県の相談機関において、相談しやすい環境づくりに努めていきます。

(2) 教育・研修や交流・連携活動等の支援

「長崎県人権教育啓発センター」においては、人権教育・啓発に取り組むNPO、研究機関、民間団体などの活動や交流の場を創出し、県民が気軽に集い、利用できる環境整備に努めます。



第V章 重要課題別の施策の推進

1 女性の人権

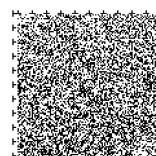
(1) 取組の経過

国連は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これを機に、1979年（昭和54年）に「女子差別撤廃条約」、1999年（平成11年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」を採択し、2011年（平成23年）には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」を設置するなど、性別による差別の撤廃に向けた様々な取組を行ってきました。

国は、このような国連の動きに呼応して、1977年（昭和52年）に、以降10年間の課題と施策の方向性を示した「国内行動計画」を策定、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国の最重要課題であることを明記するとともに、男女共同参画社会の形成に向けた基本理念や方向性を示しました。その翌年に最初の「男女共同参画基本計画」を策定して以来、2020年（令和2年）には、第5次の基本計画を策定しています。

また、雇用分野では、「女子差別撤廃条約」の批准を機に、1985年（昭和60年）に「労働基準法」が改正され、同年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が公布されました。2015年（平成27年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が公布され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされています。

2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」）がそれぞれ制定され、その後、2007年（平成19年）の「DV防止法」の改正により、保護命令制度の拡充、市町による基本計画の制定及びDV相談支援センターの設置が努力義務化されました。さらに、2014年（平成26年）の改正では、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除く。）からの暴力についても、この法律を準用することとされました。



被害者の尊厳を著しく踏みにじる性犯罪・性暴力については、2020年（令和2年）に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が示され、2020年度（令和2年度）から2022年度（令和4年度）までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むこととされました。

県は、女性関係施策の指針として、1980年（昭和55年）に「いきがいを育てる長崎県の婦人対策」、1990年（平成2年）に「2001ながさき女性プラン」を策定しました。

その後、「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、男女共同参画推進の指針として、2000年（平成12年）に「長崎県男女共同参画計画」を策定し、2002年（平成14年）には「長崎県男女共同参画推進条例」を制定しました。

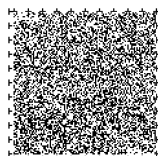
また、「男女共同参画社会基本法」及びこの条例の趣旨や理念等を踏まえ、2003年（平成15年）に「長崎県男女共同参画基本計画」を策定、その後数度の改訂を経て、2021年（令和3年）に「第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2025～」を策定し、本県における男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めることとしています。

DV防止については、2006年（平成18年）に「長崎県DV対策基本計画」を策定し、その後数度の改訂を経た2021年（令和3年）の「第5次長崎県DV対策基本計画」に基づき、暴力のない社会の実現と被害者の立場に立った相談から自立までの切れ目のない支援をめざしているところです。

また、性暴力被害者の心身の負担軽減及び健康の早期回復並びに被害の潜在化防止を目的とし、電話・面接相談、医療、法律相談、カウンセリング、付添い等の必要な支援を関係機関・団体と連携・協力して実施するために、2016年（平成28年）に「性暴力被害者支援『サポートながさき』」を開設し、支援を行っています。

***DV（ドメスティック・バイオレンス）とは**

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、「配偶者」には、婚姻の届出をしていない「事実婚」及び「元配偶者」（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）を含む。「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力・性的暴力等）を指す。本計画の中の「配偶者からの暴力」は、法律上の定義に加え、恋人等における様々な暴力のことも含む。



(2) 現状と課題

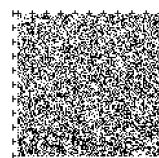
県が2019年度（令和元年）に実施した「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」では、社会全体における男女平等について「男性が優遇されている」と感じている人の割合は69.9%で、2014年（平成26年）調査での70.1%から微減しているものの、依然として高い水準で推移しています。また、男女共同参画の最重要課題として、「偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりの改善」を挙げた人が66.3%と最も多くなっています。

人口減少に伴う生産年齢人口の減少、人々の価値観の多様化など、社会状況が変化する中、男女共同参画の重要性が高まっており、こうした認識をあらゆる分野の人々が共有していくため、男女の平等や固定的な社会通念等の改善に向けた啓発活動の一層の充実強化が求められています。

また、県の審議会等委員への女性の登用率は37.3%（2020年 令和2年4月）と年々向上しているものの十分とは言えない状況であり、県職員（知事部局）における管理職（課長級以上）に占める女性の割合は13.4%（2020年 令和2年4月）にとどまっています。民間においても、係長級以上に占める女性の割合は30.6%（2020年 令和2年6月）と少ない状況です。こうした状況を踏まえ、女性の能力向上と人材確保を図るとともに、組織トップや社会全体の意識改革、市町や団体等への働きかけなどにより、政策・方針決定過程への女性の参画をさらに拡大していく必要があります。

働く場においては、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できるようにすることは、本県の持続可能な発展や企業の活性化という点からも極めて重要な意義を持っています。働きやすい職場環境づくりと女性の就業支援について、社会全体として一体的に取り組むことが求められています。

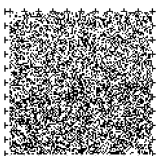
暴力は、誰に対しても決して許されるものではありません。特に、女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害ですが、潜在化したり、個人的問題として矮小化^{わいしょう}されたりする傾向にあります。



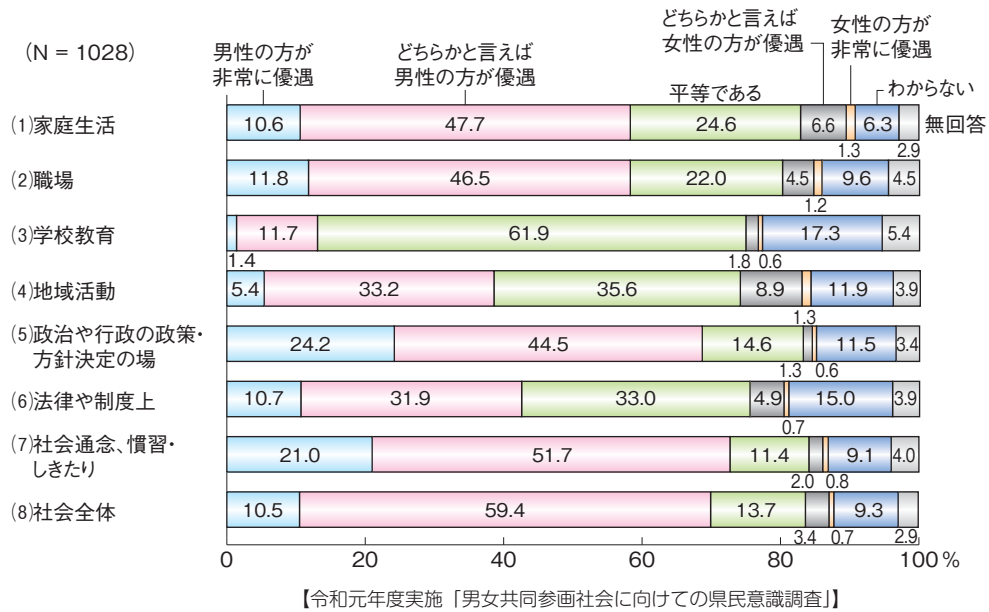
DV に対しては、長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センターに配偶者暴力相談支援センターの機能が整備され、DV 被害者の県営住宅への優先入居制度が創設されるなど、被害者の保護や相談・支援の体制は整備されつつありますが、両センターでの相談件数は、2019年度（令和元年度）で3,418件、うちDV相談が2,277件にのぼるなど増加傾向にあり、暴力によって人権を侵害する事例は後を絶たない現実があります。社会全体でDVは誰もが受けてはならない暴力であるという、被害についての認識をさらに高めていくこと、及び対等な人間関係について学ぶ予防教育のさらなる充実により、暴力を未然に防ぐことが必要です。

性暴力に関しては、「性暴力被害者支援『サポートながさき』」における相談件数が2020年度（令和2年度）で478件となり、年々増加傾向にあります。被害者の年齢別では20代以下が約半数を占めており、若年層が相談しやすい環境整備や啓発が必要です。

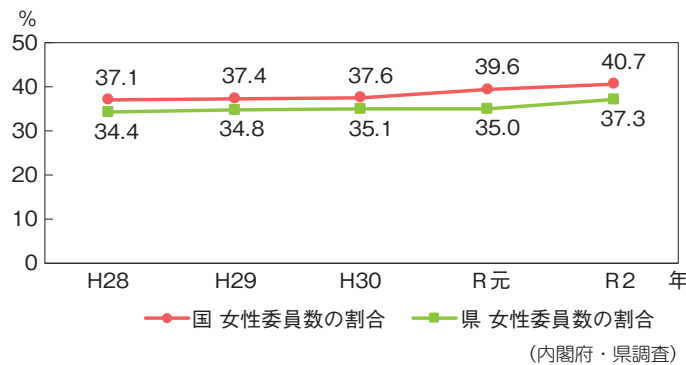
なお、県が2020年（令和2年）に実施した「人権に関する県民意識調査」では、女性の人権上問題があることとして、「職場における差別待遇」が46.2%と最も高く、次いで「配偶者や交際相手からの暴力」（44.4%）、「固定的な役割分担意識の押し付け」（38.2%）となっています。



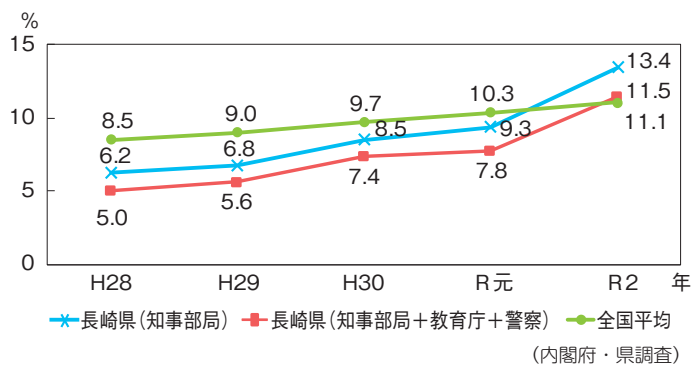
社会生活における男女平等



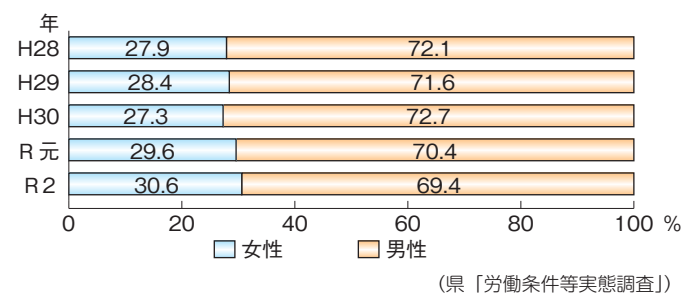
国・県の審議会等における女性委員の割合



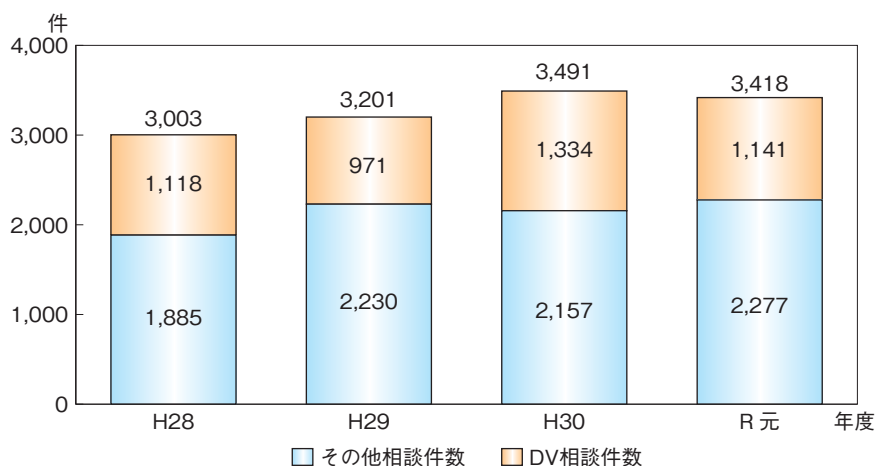
都道府県職員の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合



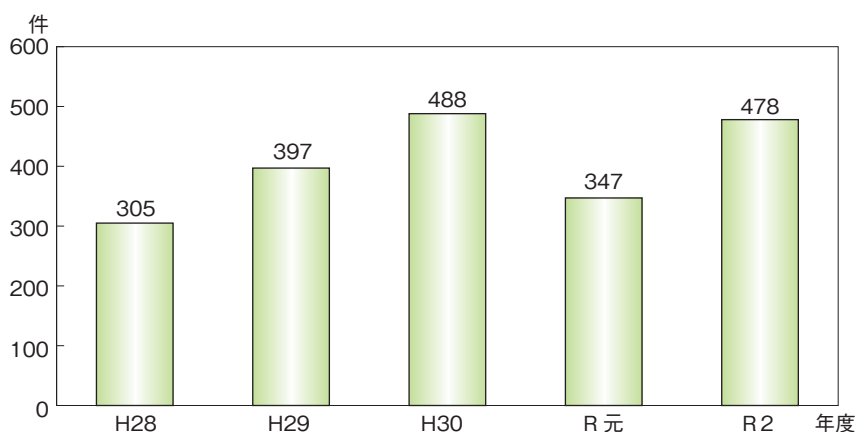
民間における管理職（係長級以上）に占める女性の割合（長崎県）



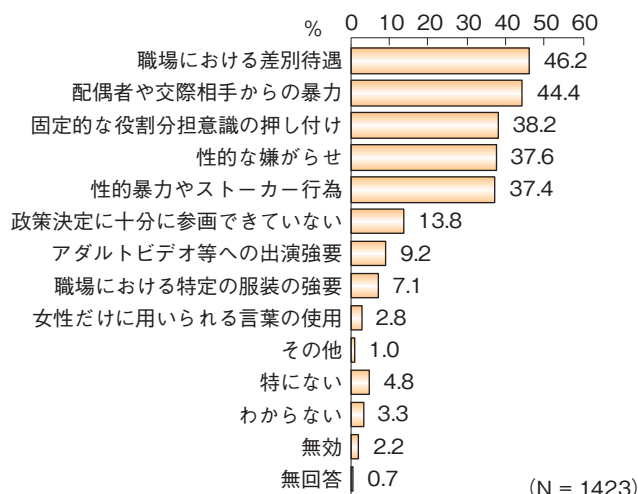
長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター相談対応件数



性暴力被害者支援「サポートながさき」相談件数



問 女性に関することで、人権上、特に問題があると思うことはどれですか。
(回答は3つまで)



【令和2年実施「人権に関する県民意識調査」】

(3) 具体的施策の方向

2021年（令和3年）に策定した「第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2025～」に基づき、男女共同参画社会づくり及び女性の活躍推進について、特に女性の人権が尊重される社会づくりの視点から、以下の取組を推進します。

なお、DVについては、2021年（令和3年）に策定した「第5次長崎県DV対策基本計画」に基づき、DVの防止と被害者の保護を図るため、各種の施策を推進します。

①男女共同参画社会の実現に向けた啓発・普及の推進

多様な媒体・機会を活用した啓発活動、講座や研修会等の開催、ホームページ・ライブラリー等による情報提供などを行うとともに、長崎県男女共同参画推進員や市町等との連携による啓発を行います。

②政策・方針決定過程への女性の参画拡大

ア 県や市町の審議会等の委員への女性の参画を促進します。

イ 県における管理職等への女性の登用を推進します。

ウ 「ながさき女性活躍推進会議」による企業等への働きかけ、女性人材の育成やネットワークづくり等により、各分野における女性の参画を促進します。

③雇用における女性の人権尊重

ア 男女雇用機会均等法と女性活躍推進法の普及促進を図るとともに、労働相談や企業への働きかけなどを行い、女性の雇用環境の整備に向けた取組を推進します。

イ セクシュアルハラスメント、マタニティ及びパタニティハラスメント、パワーハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置が盛り込まれた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法及び同法に基づく指針等の周知、個別事案への相談・助言などにより、各種ハラスメントの防止対策を推進します。

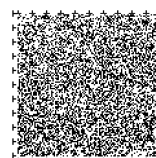
④女性等に対するあらゆる暴力の根絶

女性等に対する暴力を防ぐ環境づくりのため、関係法令の厳正な運用や相談窓口の周知、意識啓発などを図ります。

また、配偶者等からの暴力（DV・デートDV）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為などあらゆる暴力に対し、防止のための啓発、被害者支援、防犯対策などを推進します。

* マタニティ及びパタニティハラスメントとは

職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業、介護休業等を申し・取得した男女労働者の就業環境が害されること。



2 子どもの人権

(1) 取組の経過

国連は、1959年（昭和34年）に「児童の権利に関する宣言」を採択し、その後、1979年（昭和54年）を「国際児童年」と定め、そして1989年（平成元年）には、子どもを権利行使の主体と明確に位置づけた「児童の権利に関する条約」を採択しました。

さらに、2000年（平成12年）5月には、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を採択するなど、子どもの権利擁護についての取組を進めてきました。

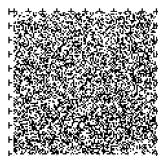
わが国では、1947年（昭和22年）に「児童福祉法」が、また、1951年（昭和26年）に「児童憲章」が制定され、国民は子どもを心身ともに健全に育成する義務があることが明記されるとともに、子どもの立場からその権利を確認するなど、子どもの福祉を増進し、健全な育成を図るための各種の施策が進められました。

その後、1994年（平成6年）には「児童の権利に関する条約」が批准され、1999年（平成11年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）が、また、翌年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」）が制定されるなど、子どもの人権を保護し擁護するための環境の整備が進められました。

また、2003年（平成15年）に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）が、2008年（平成20年）に「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が制定され、インターネットを悪用した青少年への人権侵害対応のための法整備も進められてきました。

教育においては、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」との教育基本法の目的を踏まえ、2002年（平成14年）には、文部科学省の主要施策として、「新子どもプラン」が策定されました。

さらに、2013年（平成25年）には、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と、子どものいじめ防止等のための対策を推進するため「いじめ防止対策推進法」が制定されました。



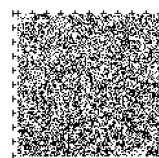
また、2016年（平成28年）には、不登校児童生徒が学業の遅れや進路選択上の不利益を被ることがないように「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、教育の機会の確保と社会的自立をめざした取組が進められています。

県は、1997年（平成9年）に策定の「ながさきエンゼルプラン」、これを引き継ぐ2005年（平成17年）策定の「ながさき子ども未来21」などに基づき、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを総合的・計画的に推進するとともに、児童虐待等に対する相談体制や地域における虐待防止ネットワークの整備などを進めてきました。

2001年（平成13年）からは、大人社会を見直し、家庭や地域社会、行政等が協働して子どもの健全な育成を図る「ココロねっこ運動」を始めるとともに、2005年（平成17年）には「長崎っ子を育む県民会議」を設け、翌年、「ココロねっこ運動」の重点施策となる「長崎っ子を育む行動指針」を策定するなど、地域に根ざした県民運動として、安全・安心な子育ての環境づくりをめざした取組を始めました。

2007年度（平成19年度）には、県内の全市町において、関係機関が連携して効果的な支援を行う「要保護児童対策地域協議会」が設置され、その活性化を図るため、子ども・女性・障害者支援センター（児童相談所）の相談支援体制を強化し、市町に対して積極的な支援をしてきました。

2008年（平成20年）には、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県・市町等の役割や県の施策の基本となる事項等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定し、同条例がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現のため、2010年（平成22年）に、「ながさき子ども未来21」の後期計画として「長崎県子育て条例行動計画（平成22年度～26年度）」を策定しました。その後、5年ごとに改定を行い、2020年（令和2年）には、「長崎県子育て条例行動計画（令和2年度～6年度）」を策定しました。



さらに、2016年（平成28年）には、「長崎県子育て条執行動計画」の個別計画の性格も持つ「長崎県子どもの貧困対策推進方針」を策定し、その後、2020年（令和2年）に、国の法改正や新大綱等の内容を踏まえ、「長崎県子どもの貧困対策推進計画」へと改定し、子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

(2) 現状と課題

児童虐待については、全国的に児童相談所における相談対応件数が増加する中、虐待による死亡事例も発生するなど大きな社会問題となっています。

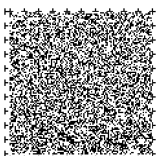
また、児童虐待は、子どもの健全な成長、発達を阻害し、子どもの心身に長期にわたり深刻な影響を与えることになるため、早期発見が重要であるとともに、社会全体で取り組んでいく必要があります。

県内のこども・女性・障害者支援センター（児童相談所）における児童虐待相談対応件数は、2000年（平成12年）に「児童虐待防止法」が施行されたことに伴い、急激に増加しましたが、2005年度（平成17年度）から市町が児童家庭相談の窓口となり、相談先が増えたことで減少傾向が見られました。その後は増減があるものの、市町と合わせた相談対応件数は増加傾向にあります。

近年は、家庭の子育ての機能、地域の教育力の低下が見られ、子どもの感情表現や自尊感情の低下、「いのち」に対する認識の希薄化につながっています。

ことに、インターネットなどによるゲームサイトやSNS等の「非出会い系サイト」等を通じて、性的犯罪に巻き込まれる事件が増加しているといった憂慮すべき状況もあります。

また、国の調査によると、2018年（平成30年）の「子どもの貧困率」は13.5%と、約7人に1人の子どもが相対的貧困の状態となっております。一方で、本県が2018年（平成30年）に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」では、本県の貧困率は11.2%となっており、全国的な傾向と同様に子どもの貧困問題が深刻化しており、これまで以上に、その対策が求められています。（※本県の実態調査については、全国とは調査対象、世帯所得の把握の方法等が異なるため、正確な比較はできません。）

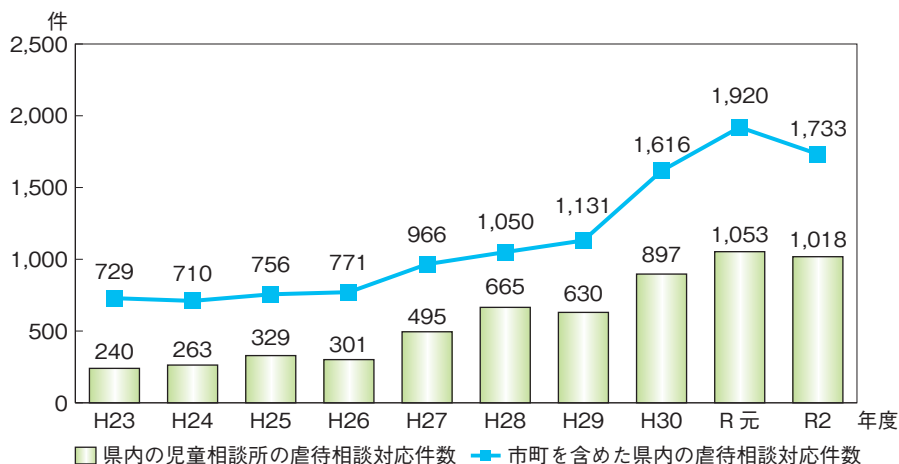


子どもたちは未来を担う大切な宝です。少子化が進む中、安心して子どもを産み、育てられるよう次世代育成支援の取組を積極的に推進することが求められています。

家庭や学校、地域社会が十分な連携を図りながら、それぞれの役割を果たすことにより、子どもたちに自分や自分以外の人を大切にできる心を育てつつ、豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、すべての人の命を大切にできる人権尊重の気持ちを育んでいくことが必要です。

2020年（令和2年）に実施の「人権に関する県民意識調査」では、子どもに関する人権上の問題として、「子どもに対する暴力や虐待」（65.6%）と最も高く、次いで「子ども同士のいじめ」（34.4%）、「インターネット等での書き込み」（33.5%）が高い割合を占め、これらが、子どもの人権を侵害し、心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題としてとらえられていることが分かります。

児童相談所における虐待相談対応件数（長崎県）

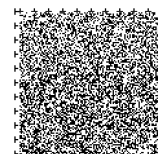


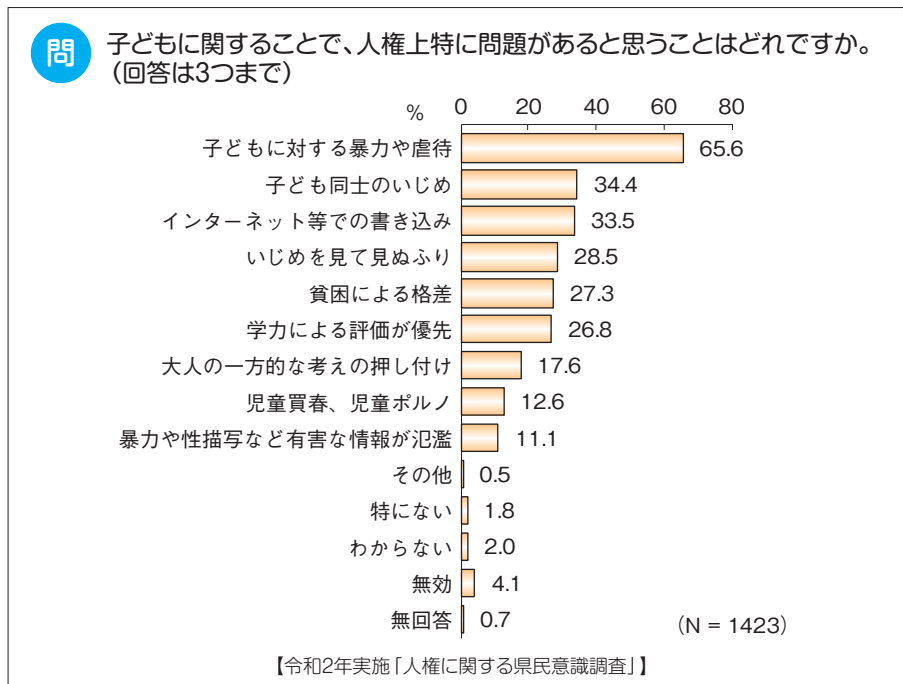
全国の貧困率の年次推移（令和元年国民生活基礎調査より抜粋）

（参考：本県の状況）

項目	年	平成18	平成21	平成24	平成27	平成30	平成30
子どもの貧困率		14.2 %	15.7 %	16.3 %	13.9 %	13.5 %	11.2 %

注) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。





(3) 具体的施策の方向

「長崎県子育て条例行動計画」に基づき、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現をめざすとともに、子どもの人権を守り、育てるために、以下の取組を推進します。

①子どもの意見表明・参加が尊重される社会づくりの推進

「児童の権利に関する条約」の基本精神を尊重し、子どもを「保護の対象」だけでなく「権利の主体」として位置づけて、子どもの年齢や成長の度合いに応じて子どもの意見を聞く姿勢を大切にするため、「子どもの意見（人権）を尊重する社会づくり」をめざして、各種の啓発活動を進めます。

②地域全体で取り組む子育ての支援と支援サービスの充実

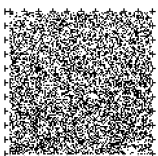
学校・家庭・地域が連携・協働する体制の整備、子育てをする保護者同士のネットワークづくりや経験豊富な高齢者による子育て支援など、地域全体で子どもを育むしくみづくりを進めます。

また、多様なニーズに応じた保育所、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点などの設置を進めます。

③子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

ア 「確かな学力」を身につけ向上させるための取組や様々な体験活動の機会の提供等を通じて、「豊かな心やたくましさ」を育てるための取組を推進します。

イ 家庭や地域の教育力・養育力を高めるために、家庭教育への支援や自然環境を生かした体験学習の充実、世代間交流の推進などを図ります。



ウ いじめや虐待、暴力、買春等不当な取扱いから子どもを守るための啓発活動を推進するとともに、「長崎県少年保護育成条例」に基づき、子どもを取りまく有害な社会環境の浄化を進めます。

エ インターネット上の有害情報から子どもを守るため、子どもが使用する携帯電話等のフィルタリング及びペアレンタルコントロールの普及促進を図ります。

オ 情報化の進展や SNS の普及など、コミュニケーション環境の急激な変化の中で子どもたちの健全育成を図るため、学校において情報モラル教育の教材である「SNS ノート・ながさき」を活用した教育を推進します。

④支援が必要な子どものための教育相談体制の整備

いじめ、暴力、児童虐待など子どもが抱える心の問題に対応するためにスクールカウンセラーを配置するとともに、家庭等環境に対して関係機関と連携するためにスクールソーシャルワーカーの配置を行い、学校、保護者、行政機関、医療機関、各種団体等と協働しながら地域全体での支援を推進します。

⑤子どもの貧困対策の推進

いわゆる貧困の世代間連鎖を断ち切るための子どもに対する「教育の支援」をはじめ、世帯が自立して生活を営んでいけるよう「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」の4つを重点として、子どもの居場所づくりなどの子どもへの直接的な支援や保護者への相談支援の充実など、子どもの貧困対策に総合的に取り組みます。

*フィルタリングとは

インターネットのページを一定基準により、子ども向けの健全なサイトなど「表示してよいもの」と、出会い系サイトやアダルトサイトなど「表示禁止のもの」等に分ける機能。

*ペアレンタルコントロールとは

子どもが利用できるコンテンツや利用時間を保護者が管理・制限する機能。

*スクールカウンセラーとは

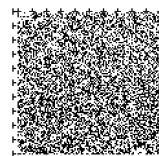
いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家。

*スクールソーシャルワーカーとは

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者で、児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家。

*情報モラルとは

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。情報モラル教育は、道徳を中心とする「日常的なモラル指導」と「ネットの特性の理解」の二つの側面がある。



3 高齢者の人権

(1) 取組の経過

国連は、1982年（昭和57年）に、各国における高齢者対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」を採択し、高齢者の問題を単なる保護やケアの提供という問題から、社会への関与と参加の問題に視点を移し、そのような視点からの政策の推進を求めました。

さらに、1991年（平成3年）には、「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」の5原則を示した「高齢者のための国連原則」を定め、これを各国の政策等に反映していくために、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」として定めるなど、様々な取組を進めてきました。

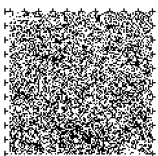
国は、世界に例をみない高齢化の急速な進展を受けて、1989年（平成元年）に「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」（ゴールドプラン）、1994年（平成6年）には、ゴールドプランを見直した「新高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」（新ゴールドプラン）を策定しました。

また、1995年（平成7年）には「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢者の様々な社会活動への参加機会の確保や、高齢者が社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であることが示されました。

2000年（平成12年）には、これまで主に家族が担ってきた寝たきりや認知症など高齢者の介護について、社会保険の仕組みによって社会全体で支える介護保険制度が導入され、2005年（平成17年）の介護保険法改正に伴い、公的な相談機関である「地域包括支援センター」が市町ごとに設置されました。

また、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることから、2006年（平成18年）には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、高齢者権利擁護相談窓口の設置などが推進されてきました。

さらに、2014年（平成26年）には、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が施行され、効率的で質の高い医療提供体制が構築されるとともに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療・介護の総合的な確保が推進されていくこととなりました。



また、民法の改正により、2000年（平成12年）には「成年後見制度」が創設され、本県においても成年後見制度の周知、市町長による申し立てや申し立てにかかる支援を行うほか、社会福祉協議会では日常生活自立支援事業、地域包括支援センターでは総合相談業務が実施されています。

県は、1990年（平成2年）に高齢者に関する各種施策を総合的に推進するための指針として「長崎県長寿社会対策大綱」を策定し、これに基づき翌年からの10カ年の取組を定めた「長崎県長寿社会対策推進長期計画プラン2000」を策定しました。

2003年（平成15年）には、それまで計画として定めていた「長崎県老人保健福祉計画」、「長崎県介護保険事業支援計画」を見直し、新たな高齢社会対策の指針として、「長崎県老人保健福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」を策定しました。その後、3年ごとに評価・分析を行い、2021年（令和3年）には、第8期の「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」を策定しています。

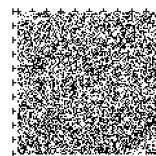
その間、1997年（平成9年）には、「福祉のまちづくり条例」を定め、高齢者等が安心して暮らすことのできるバリアフリーの取組などを進めました。

(2) 現状と課題

本県では、全国平均に比較して高齢化が進んでおり、高齢化率は2020年（令和2年）において、全国が28.6%、長崎県は33.0%となっています。

一般世帯に占める高齢者のいる世帯の比率は、2020年（令和2年）には48.9%（国勢調査による）、また、一般世帯のうち約3割が高齢者単身や高齢夫婦のみの世帯となっています。そして、2025年（令和7年）には65歳以上の約5人に1人が認知症になると見込まれており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域の住民が普段の生活の中で見守りが必要な高齢者等を見守るしくみが求められています。

近年、高齢者等に対する人間としての尊厳やプライバシーが無視された処遇、身体の拘束、財産管理や遺産相続に絡んだトラブルや悪質商法による被害などの問題が生じています。また、虐待などの人権侵害も生じており、高齢者の人間としての尊厳の確保やプライバシーの保護を図るための各種の対策を充実していくことが求められています。



2020年（令和2年）実施の「人権に関する県民意識調査」では、高齢者の人権上の問題として、「悪質商法等の被害が多い」が40.6%と最も高く、次いで「認知症の理解や支援が不十分」（31.4%）、「じゃま者扱い等」（26.1%）と続いています。

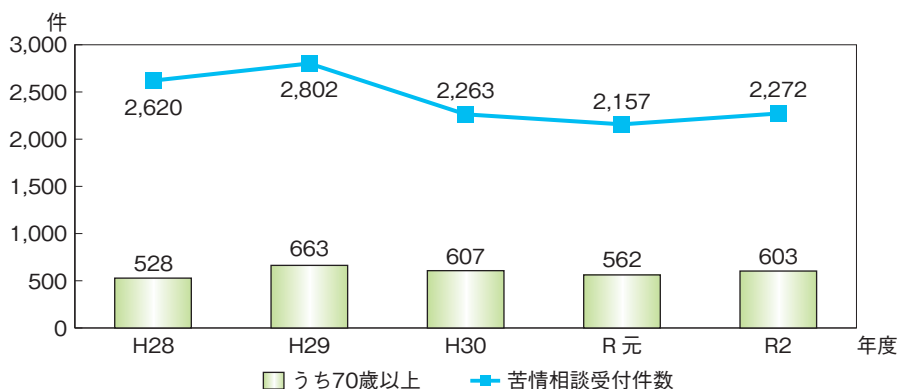
高齢者虐待に関する件数（長崎県）

（単位：件）

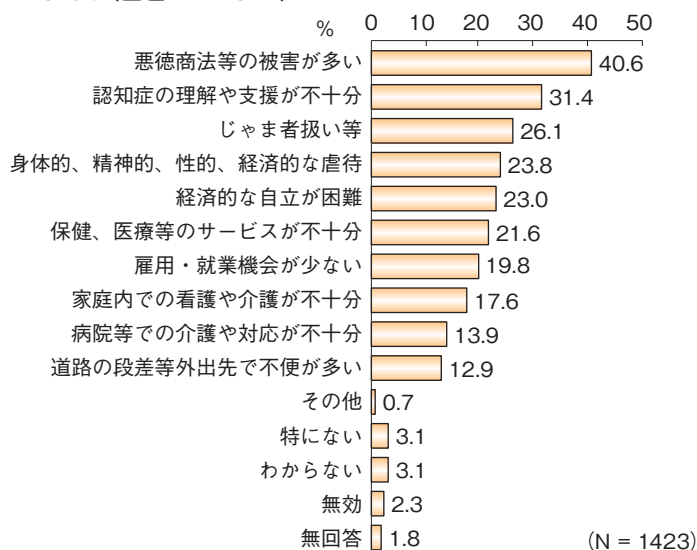
		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
養護者による虐待	通報件数	260	255	278	211	223
	市町長が虐待と判断した件数	189	150	182	144	134
養介護施設従事者等による虐待	通報件数	17	21	29	17	30
	市町長が虐待と判断した件数	7	17	15	6	5

（県調査）

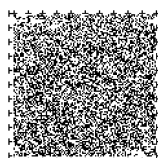
長崎県消費生活センター苦情相談受付件数（問い合わせ除く）の推移



問 高齢者に関することで、人権上、特に問題があると思うことはどれですか。（回答は3つまで）



【令和2年実施「人権に関する県民意識調査」】



(3) 具体的施策の方向

「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」に基づき、基本理念である「地域みんなが支え合い、高齢者がいきいきと輝く長崎県づくり」に則って、政策目標「地域包括ケアシステムの深化」をめざし、以下の取組を推進します。

①社会参加の促進

ア 「65歳までの雇用機会の確保」や「70歳まで働ける企業の実現」に向けた普及・啓発、シルバー人材センターへの支援・指導、農業分野での労力支援など、高齢者の働く場や機会の創出・拡大を進めます。

イ NPO・ボランティア活動、共助の精神に基づく交流や安否確認等を行う老人クラブ活動などへの参加促進を通じて、地域で高齢者が活躍できるよう高齢者各々の知識・経験・技能を生かした社会参画への支援を進めます。

②介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢者自らが生きがいを高め健康づくりへ取り組めるよう、ながさき県民大学の充実、長崎県ねんりんピックの開催など、高齢者の文化活動やスポーツ活動への支援を進めます。

③認知症施策の推進

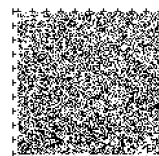
ア 認知症になっても尊厳と希望を持って住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を実現するため、市町職員や医療・介護従事者の認知症対応力の更なる向上を図り、地域での暮らしの応援者である認知症サポーターの養成や認知症の人や家族の生活支援を行うチームオレンジの整備など、医療・介護・地域支援体制の強化を進めます。

イ 人格形成の重要な時期である子ども・学生の認知症に関する理解促進に向けて、学校教育における認知症サポーターの養成を引き続き推進します。

④地域包括ケアシステムの構築・充実

ア 高齢単身世帯や高齢者のみの世帯、認知症など支援を要する高齢者を地域全体で見守るための多重的なネットワークの充実を図り、市町の圏域を越えても対応できる見守りネットワークづくりを進めます。

イ 高齢者の消費者トラブルの防止と救済のため、県や市町の消費生活センター等での相談体制の充実を図るとともに、悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供、注意喚起、相談窓口の周知などの広報啓発に努め、また、消費者トラブルに関する講座開催や講師派遣を行います。



ウ 「福祉のまちづくり条例」や「長崎県ユニバーサルデザイン推進基本指針」に基づき、高齢者が自由に行動・活動し、生活を送ることのできる環境づくりを推進します。

エ 高齢者が、医療と介護のサービスを切れ目なく受けることができ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療機関と介護関係機関の連携体制づくりを進めます。

オ 地域包括支援センターでの総合相談や権利擁護、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業、市町の成年後見制度利用支援事業の支援、また、高齢者虐待・身体拘束の防止など、高齢者の権利擁護の推進を図ります。

⑤介護人材の育成・確保（介護人材育成・確保プログラム）

介護保険施設等における身体拘束廃止の取組を推進するとともに、介護に関わる職員やホームヘルパー等の介護職員に対して、高齢者の人権に配慮した介護が行われるよう各種研修等の取組を進めます。

*** 高齢化率とは、**

総人口に対する65歳以上人口の占める割合。

*** 地域包括ケアシステムとは**

高齢者がいくつになっても住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、一人ひとりの健康の状況や生活の実態に応じて、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、地域の中で役割分担をしながらそのサービスを提供していくしくみのこと。

*** 地域包括支援センターとは**

市町村等が設置主体となって、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を支援するために、介護サービスを含めた高齢者や家族に対する総合的な相談・支援や虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業の推進などを、地域で一体的に実施する拠点として設置されるセンター。

*** 長崎県ねんりんピックとは**

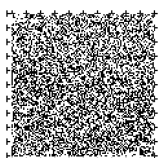
60歳以上の県民を対象とした健康と福祉の祭典である全国健康福祉祭の長崎県大会のこと。

*** ユニバーサルデザインとは**

「年齢、性別、能力、国籍などの違いにかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という考え方のこと。

*** 成年後見制度とは**

認知症・知的障害者・精神障害者などのうち、判断能力が不十分な成年者の財産や生命、その権利などを保護し、支援する制度。



4 障害のある人の人権

(1) 取組の経過

国連は、1975年（昭和50年）に「障害者の権利に関する宣言」を採択し、障害のある人の人権保障の基準を示しました。

そして、1981年（昭和56年）を、「完全参加と平等」を基本理念にした「国際障害者年」と定め、予防・リハビリテーション・機会均等化の三つを柱にした「障害者に関する世界行動計画」を策定し、1983年（昭和58年）からの10年間を「国連障害者の10年」として決めました。

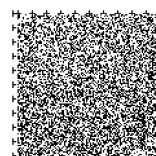
わが国では、1970年（昭和45年）に「障害者基本法」が制定され、すべての障害者は個人としての尊厳を有し、社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが定められました。

同年には、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を理念に、すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会づくりを推進することを定めた10年を期間とする「障害者対策に関する長期行動計画」が決定されました。

1995年（平成7年）には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が定められ、精神障害のある人の人権に配慮した医療の確保や地域での生活支援など、社会復帰が促進されるとともに、福祉的視点を新たに加えた制度の改正等が進められました。

同年には、長期行動計画の重点施策実施計画として「障害者プラン」が定められ、障害のある人に関する施策が総合的、計画的に推進されるとともに、2004年（平成16年）には「障害者基本法」の改正が行われ、障害を理由にした差別等の禁止や障害のある人の自立、社会参加による福祉の増進について、国や地方公共団体などの責務が規定されました。

2006年（平成18年）には、障害があっても地域で安心して暮らせる社会を構築するために、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目的として、「障害者自立支援法」が全面的に施行され、また、障害のある人等が日常生活において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進等を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行されました。



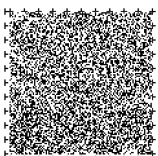
2007年（平成19年）には、従来の盲・聾・養護学校から特別支援学校に転換することなどを内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、2009年（平成21年）には、中小企業における障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなどを内容とする「改正障害者雇用促進法」が施行されました。

さらに、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備として、2011年（平成23年）に「障害者基本法」が改正、続く2012年（平成24年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、2013年（平成25年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が制定されるなど、国内法の整備や制度の改革が行われたことから、2014年（平成26年）に条約が締結されました。

県は、1995年（平成7年）に「長崎県障害者福祉に関する新長期行動計画」を策定し、その重点施策実施計画として、1997年（平成9年）に「長崎県障害者プラン」を定めました。

その後、「障害者基本法」や制度改革に基づき、2003年（平成15年）には、これらを引き継ぐ新たな指針となる「長崎県障害者基本計画」を策定、その後数度の改訂を経て2018年（平成30年）に「長崎県障害者基本計画（第4次）」を策定し、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合える共生社会の実現」という理念のもと、さらなる発展に向けて、障害のある人「誰もが」地域で安心して「暮らし」「働ける」社会をつくることを重点的な施策の目標とし、各施策の推進に積極的に取り組んでいます。

2005年（平成17年）に策定した「長崎県ユニバーサルデザイン推進基本指針」に基づき、建築物や歩道の段差の解消などの「物理的なバリアフリー」をはじめ、資格制度等の機会の均等化などの「制度的なバリアフリー」、音声や電光掲示板による案内などの「文化・情報のバリアフリー」など、すべての人が個性や特徴をお互いに尊重しつつ、安心して、あらゆる分野に参画できる社会をめざした取組を進めています。



また、国に先がけて、2014年（平成26年）に「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」（以下「長崎県障害者差別禁止条例」）を施行し、障害の有無に関わらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現をめざして、障害のある人への差別の禁止及び障害のある人が、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁の解消に向けた取組を推進しています。

***ノーマライゼーションとは**

障害の有無に関わらず、誰もが当たり前で暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方のこと。

(2) 現状と課題

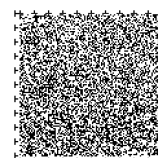
障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害や障害のある人に関する社会全体の理解を深めることが重要であり、障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、共に地域を支え合い、豊かなふれあいを通じて、健やかに安心して暮らし、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる「共生社会」の実現が求められます。

このため、「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障害や障害のある人に関する理解を促進し、併せて障害を理由とした差別がないよう、啓発・広報を行っていくことが必要です。特に、精神障害や発達障害、高次脳機能障害については、障害があることが外見から分かりづらいため、それらの障害に関する理解を深めるための啓発・広報を一層推進する必要があります。

また、自殺の背景には、うつ病をはじめとする様々な精神疾患が多いことから、精神疾患の正しい知識の普及を行うとともに、様々な社会的要因があることを踏まえた総合的な自殺対策が必要です。

さらに、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化による生活環境の整備や就労の支援が求められています。

障害のある人の中には、企業などで働く能力がありながら職につけない人や福祉施設での作業などのために収入が極めて少ない人が多く、経済的に自立しているとは言えない状況にあり、就労の場の拡大、職場定着、工賃増額の支援など、きめ細かな就労支援を推進していく必要があります。

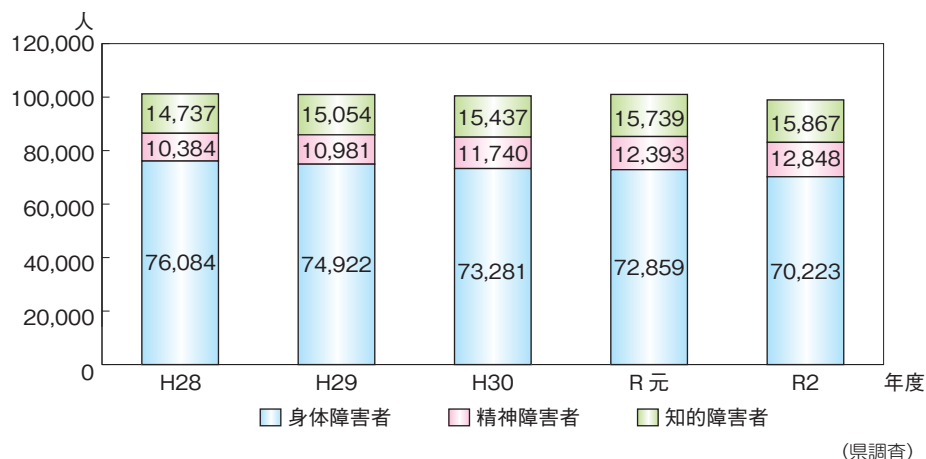


2020年（令和2年）に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、障害のある人に関する人権上の問題として、「地域社会における理解不足」が47.8%と最も高く、次いで「働ける場所や機会が少ない」（39.7%）、「就職や仕事の内容等で不当な扱い」（25.5%）となっています。

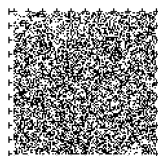
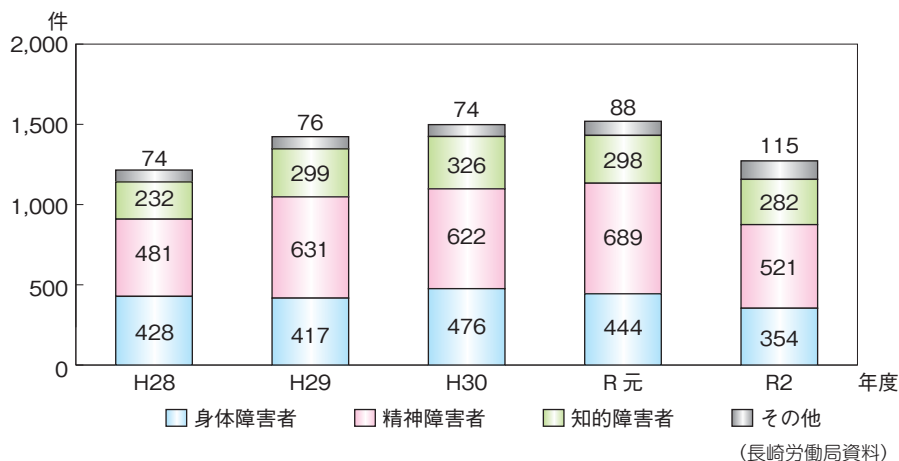
*** 高次脳機能障害とは**

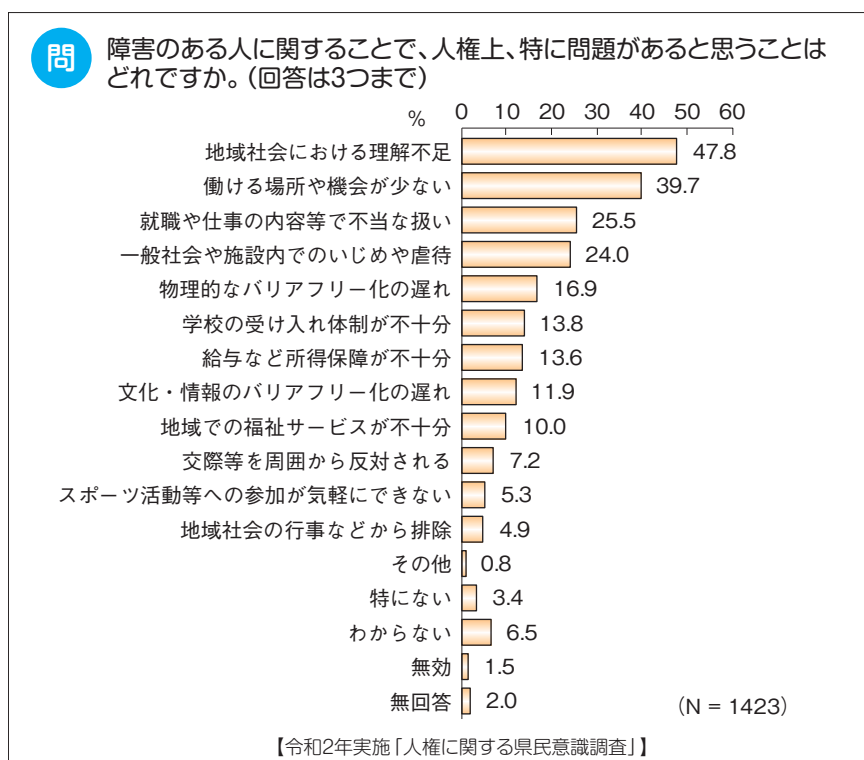
交通事故、脳の病気などにより、脳に何らかのダメージを受け、記憶力や注意力等に障害が生じること。

長崎県の障害者数の推移



長崎県内障害者就職件数の推移





(3) 具体的施策の方向

「長崎県障害者基本計画」や「長崎県ユニバーサルデザイン推進基本指針」を踏まえ、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現をめざすとともに、「障害者差別解消法」及び「長崎県障害者差別禁止条例」に基づき、障害のある人への差別の禁止及び障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁の解消に向けた取組を推進します。

①啓発・広報等の推進

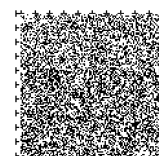
ア 差別禁止のための理解促進

障害を理由とした差別がないよう、「障害者差別解消法」及び「長崎県障害者差別禁止条例」の普及・啓発に取り組みます。

また、「長崎県精神保健福祉大会」等、各種イベントの開催や啓発・広報資料の作成など、正しい知識の普及と理解を促すための啓発・広報を推進します。

イ 「共生社会」の理念の普及

「障害者週間」(12月3日～9日)における「障害者芸術祭」、イベント等の実施など、障害者団体との連携した広報活動を展開し、「共生社会」の理念の普及を図ります。



ウ 障害のある人の就労に対する理解啓発の促進

「障害者雇用支援月間」（9月）となる秋季にイベントを開催し、障害のある人の雇用等に対する理解を促進するための取組を進めます。

エ 福祉教育等の推進

小・中学校及び高等学校の特別活動等において、障害や障害のある人に対する理解と認識を深めるための指導を行うとともに、特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校等及び地域社会との交流を推進します。

また、学校への福祉読本等の配布などを進めます。

オ 住民相互の助け合いや交流を広げ、共に支え合う地域社会づくりを進めるため、NPO・ボランティア活動の推進、支援を進めます。

カ 自殺対策の推進

「長崎県自殺総合対策5カ年計画」に基づき、うつ病をはじめとする精神疾患に対する正しい理解の促進等普及啓発の強化、相談支援体制及び関係機関等の連携体制の強化に、官民一体となって取り組みます。

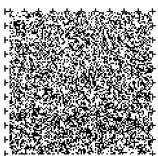
②障害を理由とする差別の解消の推進

ア 障害を理由とする差別に関する相談に対応するため、「長崎県障害者差別禁止条例」に基づき、各市町に地域相談員、県庁に広域専門相談員を配置するとともに、「障害のある人の相談に関する調整委員会」を設置し差別事案の解決を図ります。

イ 「長崎県障害者差別禁止条例」に基づき設置される「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議」の運営を通じて、障害のある人に対する差別事案の原因・背景となっている社会的障壁の排除に向けた取組や、条例の適切な施行に努めます。

③建物や交通機関等及び文化・情報などのバリアフリー化の推進（物理的バリアフリー及び文化・情報のバリアフリーの推進）

ア 「福祉のまちづくり条例」や「ユニバーサルデザイン推進基本指針」に基づき、障害のある人の活動の場を広げ、自由な社会参加ができる社会にしていくために、住宅や建築物、公共交通機関や歩行空間など、生活環境面でのバリアフリーを積極的に推進します。



イ コミュニケーションの方法に制約を受ける障害のある人が、安心して地域で生活するための必要な情報を、円滑に取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報アクセシビリティの向上を図ります。

④就労支援等による自立支援の推進

ア 障害のある人が職業を通じて社会参加を行い、地域での生活を安定したものとするために、事業主等の理解を促進するとともに、助成金等様々な支援施策の活用により、法定雇用率の達成に向けた取組など、障害のある人の働く場の確保を進めます。

イ 障害のある人の就労を通じた自立を促進するため、職業訓練、職業相談、職業紹介等の就労支援の推進を図ります。

ウ 障害のある人が地域で自立し、生きがいのある安定した生活を送ることができるよう、地域で障害のある人の就労を支援する関係機関の結びつきの充実や、企業などへ就職するための支援、障害者就労支援事業所で働く障害のある人の工賃を引き上げるための支援や発達障害者及び高次脳機能障害者に対する支援など、各種の自立支援策に取り組みます。

⑤特別支援教育等の推進

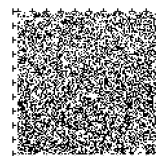
ア 発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた教育の充実に努めます。

イ 発達障害を含む障害のある子どもが、できる限り身近な地域で専門的な教育を受けられるようにするとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向け、すべての学校で特別支援教育の推進に努めます。

ウ 学校教育と関係機関等が連携・協力し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した指導・支援の充実に努めます。

*情報アクセシビリティとは

施設・設備、サービス、制度等の利用しやすさのこと。



5 部落差別（同和問題）

(1) 取組の経過

部落差別（同和問題）は、日本の歴史的過程の中で生み出され、現代社会に今もなお姿を変えて存在する、わが国固有の人権問題です。

2001年（平成13年）に開催された「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議」では、わが国の部落差別やインドのカースト制度に基づく差別など、「門地に基づく差別」の問題が提起され、解決されなければならない課題として国連の場でも討議がなされました。

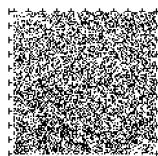
1965年（昭和40年）に出された国の同和对策審議会の答申では、同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題であることが明記され、この答申を受けて制定された1969年（昭和44年）の「同和对策事業特別措置法」以後、二度の新たな法律の制定と三度の法改正を経て、33年間にわたり、同和地区の住宅や道路など、生活環境の改善をはじめとした関連施策が講じられました。

2000年（平成12年）には、人権尊重社会の実現に向けて国や地方公共団体の責務を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、2002年（平成14年）には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されましたが、その中でも重要な課題として位置づけられています。

そして、2016年（平成28年）には、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」）が制定され、部落差別の存在を明記するとともに、国及び地方公共団体の責務等が明らかにされました。

県は、1978年（昭和53年）に「長崎県同和对策基本方針」を、1979年（昭和54年）には「長崎県同和对策長期計画」を策定し、国や市町村との連携を図りながら同和地区の生活環境等の改善や啓発など、各種の施策を推進してきました。

1996年（平成5年）から「長崎県同和问题啓発強調月間」（2015年（平成27年）に「長崎県人権・同和问题啓発強調月間」に改称）を定め、テレビや新聞等のメディアを活用するとともに、各地区での講演会開催などにより集中的な啓発活動を進めてきました。その後、1999年（平成11年）策定の「『人権教育のための国連10年』長崎県行動計画」、2006年（平成18年）策定の「長崎県人権教育・啓発基本計画」の中で部落差別（同和問題）を重要課題として位置づけ、各種講演会、研修会、イベント等により幅広い啓発活動を進めています。



また、公務員や教職員等の特定職業従事者や企業等に対する研修などを継続して実施しています。

1978年（昭和53年）に「長崎県同和教育基本方針」を定め、今日に至るまで、就学保障や進路保障、学力格差の是正など、学校における同和教育を推進するとともに、地区別研修会、中央研修会の開催や人権・同和教育指導者の養成など、地域社会における人権・同和教育の取組を推進してきました。

2009年（平成21年）には、「長崎県同和教育基本方針」を「長崎県人権教育基本方針」と改定し、同和問題を重要な人権問題の一つととらえつつ、これまでの同和教育によって積み上げてきた手法とその成果を踏まえて人権教育・啓発を推進しています。

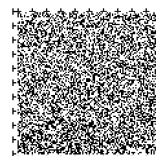
(2) 現状と課題

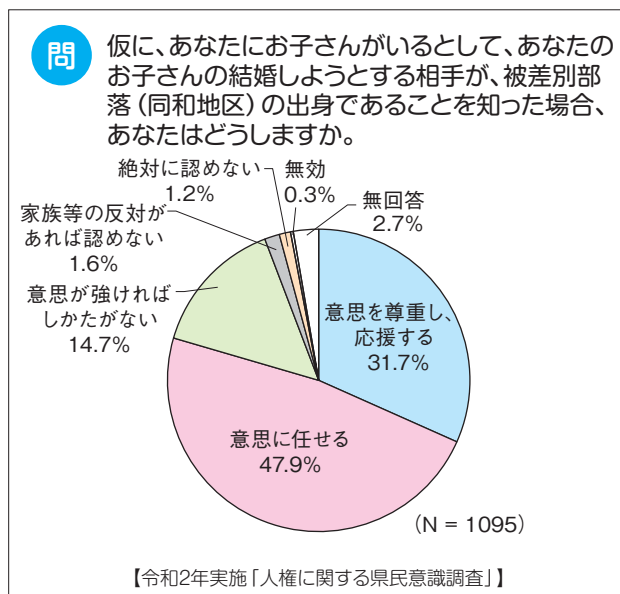
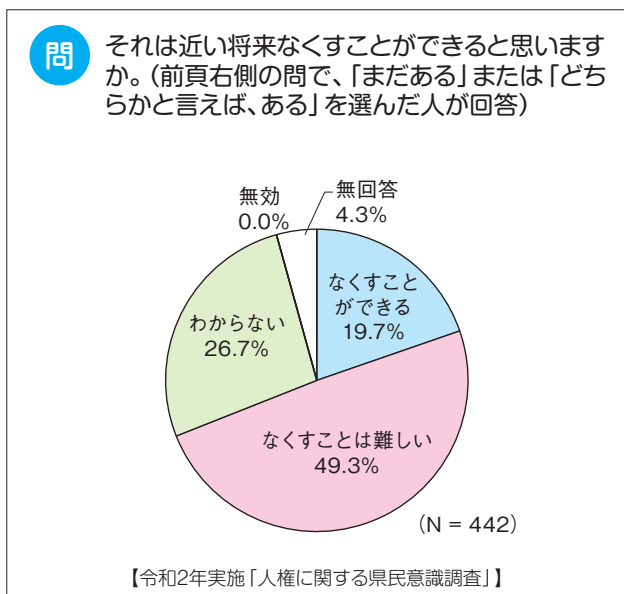
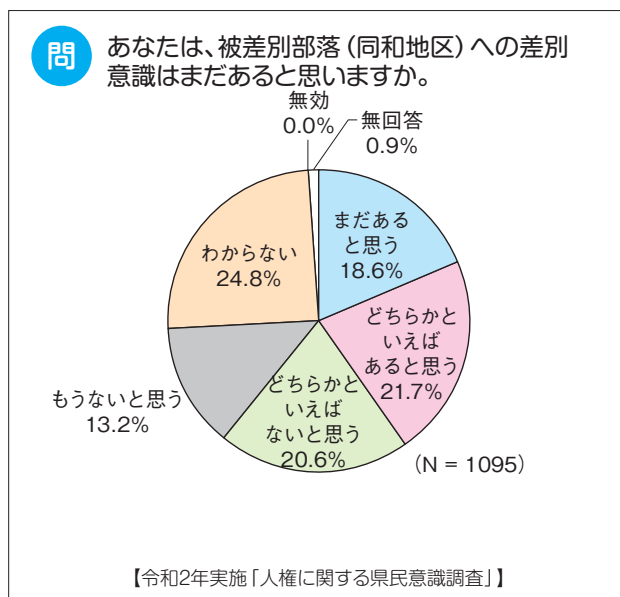
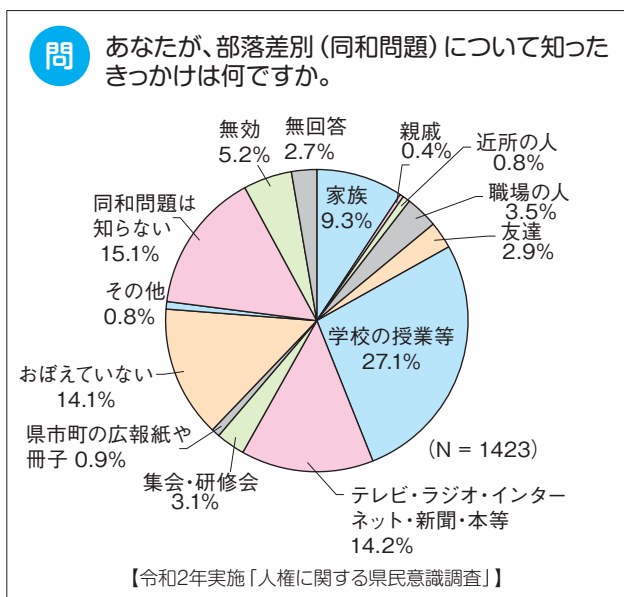
部落差別（同和問題）の解消をめざしたこれらの取組により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実な成果が見られ、また、誤った偏見や予断などに基づく差別意識も解消に向けて進んでいると思われるものの、結婚などに際しての差別意識や就職面接時における違反質問、学校における賤称語発言なども生じています。

また、全国的にみると、近年は、インターネット上に被差別部落の名称、所在地等の情報を掲載したり、特定の個人、集団、地域を誹謗中傷したりするなどの悪質なものが多数発生しており、差別落書きなどの差別事象や同和問題の名を借りた図書販売等の「えせ同和行為」も依然として存在しています。

一方、2020年（令和2年）実施の「人権に関する県民意識調査」では、被差別部落への差別意識の有無について「ある」とした人は、2015年（平成27年）の前回調査時の42.5%から40.3%と2.2ポイント減少しており、自分の子の結婚相手が被差別部落の出身だった場合、「応援する」、「まかせる」とした人は、前回の74.8%から79.6%と4.8ポイント増加しているものの、「近い将来に差別意識をなくすことができると思いますか」との問いに、「なくすことができる」と答えた人は19.7%と、前回から8.8ポイント減少しています。

部落差別（同和問題）の早期解消をめざしたこれまでの取組や課題は、人権問題全体への取組や共生社会の実現に向けた取組の基盤を形成するものであり、引き続き、このような視点に立った人権教育・啓発活動の推進と充実を図っていくことが求められています。

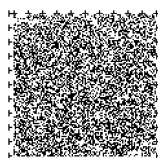




(3) 具体的施策の方向

2016年（平成28年）に施行された「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、引き続き、部落差別（同和問題）の解消を人権問題の重要な柱としてとらえ、県民や企業等に対する教育・啓発、学校や地域社会などにおける人権・同和教育を積極的に推進するため、以下の取組を行います。

- ① 部落差別（同和問題）の解消に対する正しい理解と認識を深めるための啓発等の推進



ア 部落差別（同和問題）をはじめとした人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない人権尊重社会づくりを推進するために、「長崎県人権・同和問題啓発強調月間」（11月11日～12月10日）や「人権週間」（12月4日～10日）を中心に、講演会や啓発イベントの開催、ホームページやSNS、新聞・テレビ等メディア、電車・バス広告などを通じて、広く県民を対象にした啓発活動を進めます。

イ 部落差別（同和問題）の解消に関する情報の収集・提供を進めるとともに、相談対応の充実や学習、研修など人権教育・啓発活動の支援強化、部落差別実態調査に努めます。

ウ 企業・団体等に対して、部落差別（同和問題）をはじめとした人権研修を積極的に進め、人権尊重の精神に立った企業づくりを支援します。企業研修などの推進にあたっては、公正採用選考人権啓発推進員制度を活用するなど、長崎労働局や団体と連携した取組を進めます。

エ えせ同和行為の排除

部落差別（同和問題）の解消の大きな阻害要因となっているえせ同和行為に対しては、長崎地方法務局が主宰する「長崎県えせ同和行為対策関係機関連絡会議」と連携し、研修や啓発パンフレットなどにより、部落差別（同和問題）の解消に対する正しい理解の促進を図るとともに、えせ同和行為の排除に向けて啓発を進めます。

②インターネット上の部落差別表現への対応

インターネットによる部落差別や差別を助長する表現を防止するため、モニタリング活動に取り組み、長崎地方法務局等と連携して適切な解決を図ります。

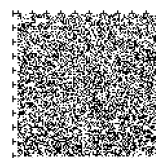
③学校や社会教育における人権・同和教育の推進

ア 学校における人権・同和教育の推進

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育成し、人権を守るための実践行動につながることをめざし、人権・同和教育担当者を設置するとともに、校長を中心とした計画的な教職員研修の実施により、部落差別（同和問題）をはじめとした人権問題に対する理解と児童生徒への指導力の向上に努めます。

また、民間教育団体との連携を図りながら、就学前・小・中・高等学校、特別支援学校での教育活動全体を通して、効果的な人権・同和教育を進めます。

さらに、学校・家庭・地域が連携して子どもを育み、人権尊重の意識を家庭や地域にも浸透させるよう努めます。



イ 社会教育における人権・同和教育の推進

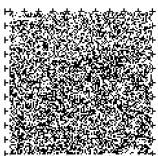
家庭・地域の教育力の重要性を認識し、学校や民間教育団体との連携を図りながら、各地域での研修会、フィールドワーク等を開催するほか、中央研修会や長崎県人権教育研究大会など、様々な機会をとらえた教育・啓発活動を進めます。

また、人権・同和教育指導者養成講座等を開催し、地域社会において人権・同和教育を推進する指導者の育成と資質の向上に努めます。

市町における取組の推進を図るため、部落差別（同和問題）をはじめとした人権問題についての学習を各種学級や講座等に計画的に位置づけるよう働きかけるとともに、人権・同和教育担当者等の研修会や教育資料、ビデオ等の提供など、人権尊重のまちづくりのために必要な支援を行います。

*フィールドワークとは

野外など現地での実態に即した研修のこと。



6 外国人の人権

(1) 取組の経過

国連において、1965年（昭和40年）に採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」は、わが国でも1995年（平成7年）に批准され、国内においても人種差別や外国人差別など、あらゆる差別の解消に向けた取組が進められてきました。

しかしながら、国内では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが問題化していたことから、2016年（平成28年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」）が施行され、国、地方公共団体において、外国人に対する偏見や差別の解消をめざした取組が進められています。

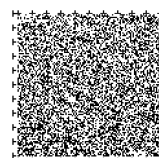
また、国は、グローバル化の進展を背景に、昨今の外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえ、2006年（平成18年）に策定した「地域における多文化共生推進プラン」を、2020年（令和2年）に改訂し、多様性と包摂性のある社会の実現に向けた施策を推進されています。

本県は、アジアに近い地理的特性を活かして、古くから中国大陸や朝鮮半島と交流を重ねてきました。国内外から人が集い交流することによって栄えてきた歴史を踏まえて、中国、韓国、東南アジア、欧米諸国等との友好関係を促進し、これらの関係を基にした観光、経済、文化など、様々な分野における交流を進めています。

また、外国人住民と日本人住民が互いに尊重し安心して暮らせる多文化共生社会の実現のため、生活に必要な情報の提供・相談を多言語で一元的に受けることができる相談窓口の運営や、災害時における多言語支援センターの設置・運営、地域住民の多文化共生の意識啓発を図る国際理解講座・語学講座の開催などに取り組んでいます。

(2) 現状と課題

社会や経済のグローバル化の進展や労働人口減少対策などを背景に、わが国で生活する外国人の比率は年々増加し、これに伴い、外国人の人権に関わる様々な問題が生じています。



全国的にみると、わが国の歴史的な経緯に由来する特定の民族等をめぐる問題をはじめ、言語や宗教、生活習慣などの違いから、外国人に対する就労差別やアパート等への入居拒否、飲食店等への入店拒否、公衆浴場での入浴拒否などの問題が生じています。

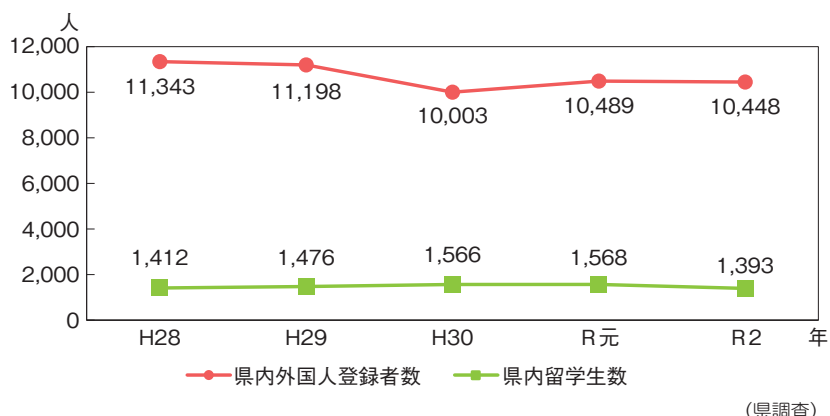
また、ヘイトスピーチの解消に向けた取組が求められています。

2020年（令和2年）に実施した「人権に関する県民意識調査」では、外国人の人権に関する問題として、「日常生活に必要な情報が得にくい」が44.2%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容等で不当な扱い」（34.4%）、「地域社会での理解が不十分」（31.9%）となっています。

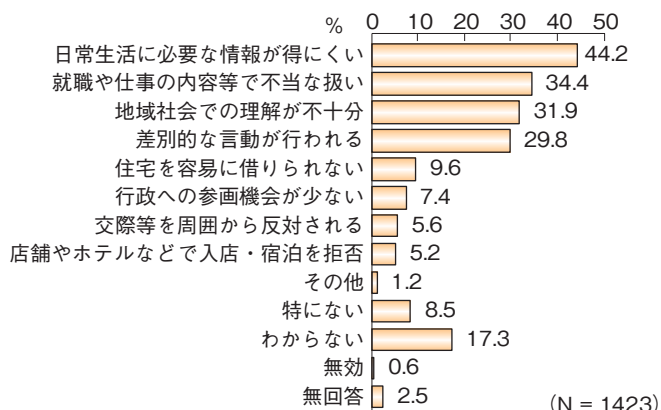
このような状況の中、2020年（令和2年）6月末現在の本県在留外国人数は10,448人となっており、この10年間で約1.4倍に増加しています。

国の施策による外国人材受入れの拡大や若者の生活スタイルの変化、外国人の交流の場の増加などにより、今後ますます外国人との関わりが増える時代を迎えることから、日本人と外国人が安心して暮らせる社会の実現のために、異なる言語や文化、習慣などを認め合い、「生活者としての外国人」がそれぞれの文化的アイデンティティーを発揮し、生きがいを持って生活できる豊かな社会づくりがさらに求められています。

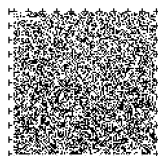
県内の外国人登録者数・留学生数の推移



問 日本に居住している外国人に関することで、人権上、特に問題があると思うことはどれですか。（回答は3つまで）



【令和2年実施「人権に関する県民意識調査」】



(3) 具体的施策の方向

国際交流や国際協力の拡大並びに外国の人々と共に暮らす地域づくりをめざして、県内市町とも連携・協力の上、以下の取組を推進します。

①国際理解を促進するための交流や教育の推進

ア 誰もが異なる文化や習慣などに対する理解を深め、地域社会において共に生活していくことができる社会をめざし、多文化交流事業や国際理解のための講座、語学講座などの取組を進めます。

イ 学校教育や社会教育を通じて、国際的な視野を有する人材の育成をめざすとともに、異なる文化的背景や価値観を有する外国人を尊重し、受け入れる寛容な社会の創造をめざし、外国語教育や国際社会への理解を深める教育を進めます。

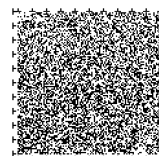
②外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

ア 地域社会において、外国人が安心して生活できるよう、生活情報や地域情報、災害情報などを多言語ややさしい日本語でわかりやすく提供するとともに、ワンストップによる相談窓口の運営に取り組みます。

イ 留学生が安心・安全に学べる環境づくりをめざし、受入環境の整備や生活情報のきめ細かな提供を図ります。

ウ 外国人材が県内産業の様々な分野で活躍し、安心・安全に生活できる環境づくりを推進します。

エ ヘイトスピーチの解消など、外国人の人権尊重に関する教育・啓発活動等を一層進めます。



7 HIV 感染者・ハンセン病回復者等の人権

〔1〕 HIV 感染者等

(1) 取組の経過

私たちは、これまで多くの感染症を経験してきましたが、その中で感染症に対する誤った知識や思いこみから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがありました。

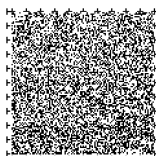
エイズ（後天性免疫不全症候群）は、1981年（昭和56年）にアメリカで最初の症例が報告され、その後急速に世界中に広がりましたが、これは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスが引き起こす病気で、また、HIVの感染が確認されているが、エイズを発症していない状態の人を HIV 感染者といいます。

国連では、1988年（昭和63年）に WHO（世界保健機構）がエイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見と差別の解消を図るため、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、啓発活動の実施を提唱しました。

わが国では、1992年（平成4年）に公衆衛生審議会の専門委員会が、誤った理解に基づく差別と偏見が根強く存在している現状から、国民を対象にした幅広い啓発が必要とのアピールを行いました。

国は、1999年（平成11年）に、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を制定しました。この法律の前文に「エイズ等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と明記し、プライバシーの配慮など患者の人権に重点を置くようになりました。

また、2006年（平成18年）に、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」の改正により、正しい知識の普及啓発、教育並びに保健所等における検査・相談体制の充実等による発生、まん延の防止及び患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな施策の方向性が示され、国や地方公共団体、医療関係者及び NGO（国際協力に携わる非政府組織、民間団体）等が、ともに連携して総合的な取組を推進していくこととされました。



県は、1993年度（平成5年度）から「エイズストップ作戦長崎」を展開し、エイズ治療拠点病院や地域協力病院の選定、保健所やエイズカウンセラーでの相談など、医療提供・相談体制の整備を進めるとともに、新聞・テレビ等のメディアを活用した啓発や広報活動、小・中・高等学校・特別支援学校の教職員に対するエイズ教育研修の推進など、関係機関・団体等で構成する長崎県エイズ・性感染症専門部会からの意見もいただきながら、エイズに関する正しい知識と理解の普及を促進するための取組を進めてきました。

(2) 現状と課題

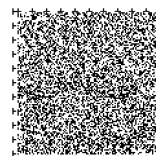
HIV 感染症は、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能な疾病です。全国の HIV 感染者及びエイズ患者（以下「HIV 感染者等」）は、横ばいまたは減少傾向にあります。

2019年（令和元年）の新規 HIV 感染者数は903人で、過去20年間で14番目の報告数であり、年代別では20～40代に多い状況です。新規エイズ患者数も333人と過去20年間で17番目の報告数で、年代別では特に30～50代が多い状況です。（厚生労働省エイズ動向委員会発表：令和元年エイズ発生動向）

本県の2019年（令和元年）の新規 HIV 感染者数は5人、エイズ患者数は2人の計7人であり、これまでに累計103人の HIV 感染者・エイズ患者が報告されています。過去5年間は2～7人で推移しており、年代別では20～50代の幅広い年代から報告され、各年代において報告件数に差がない状況です。

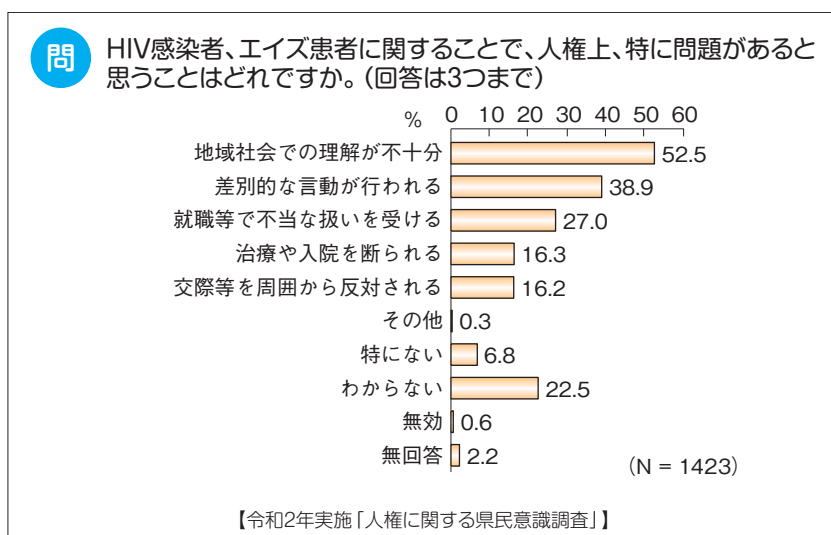
HIV 感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

感染経路の理解などの知識はかなり普及されてきている一方、未だに特定の人の病気という認識が強い傾向が見られます。誰でも感染の可能性がある身近な病気であるという認識を持つことが重要であり、検査による早期発見と治療によって発症を遅らせることが可能であるとの認識を高めるための、HIV 感染症に関する正しい知識の普及が必要です。



また、学校教育においても、児童生徒の発達段階に応じてエイズに関して正しく理解させるとともに、偏見や差別をなくすための教育を進める必要があります。

2020年（令和2年）実施の「人権に関する県民意識調査」の結果では、HIV感染者等に関する人権上の問題として、「地域社会での理解が不十分」が52.5%と半数を超え、以下、「差別的な言動が行われる」（38.9%）、「就職等で不当な扱いを受ける」（27.0%）が続いています。



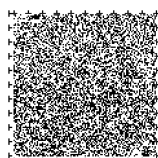
(3) 具体的施策の方向

HIV感染症は身近な問題であるとの理解を深めることや、HIV感染者等の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくこと、また、HIV感染の早期発見は、個人においては早期治療、社会においては感染拡大防止に結びつくといった観点から、以下の取組を推進します。

① 偏見や差別を解消するための普及・啓発活動の推進

ア HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーと連携したイベント開催等を通じて、HIV感染症についての正しい知識の普及を図ることにより、HIV感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進します。

イ 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じ、発達段階に応じて、正しい知識を身に付けることにより、HIV感染者等に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教職員の研修を推進します。



②相談・支援体制の充実

保健所窓口での相談・検査を推進するとともに、HIV感染者等及びその家族が抱える保健医療や生活上の相談に、エイズカウンセラーを派遣して必要な支援を推進します。

* HIV (Human immunodeficiency virus) とは

ヒト免疫不全ウイルス。エイチ・アイ・ヴィと読む。エイズウイルスは一般語あるいはマスコミ用語。エイズなど一連の HIV 感染症の原因ウイルス。タイプ、グループ、サブタイプなどに細分類される。

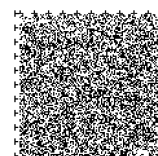
* HIV 感染症とは

HIV の抗体スクリーニング検査法、つまり酵素抗体法(ELISA)、粒子凝集法(PA)、免疫クロマトグラフィ法 (IC) などの結果が陽性であり、かつ、以下のいずれかが陽性の場合に HIV 感染症と診断する。

- (1) 抗体確認検査、Western Blot 法、蛍光抗体法(IFA)など。
- (2) HIV 抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法(PCR)等の病原体に関する検査。

* エイズ (AIDS : Acquired immunodeficiency syndrome) とは

ヒト免疫不全ウイルス (HIV) の感染によって起こる HIV 感染症の末期状態を定義した言葉。免疫の力が低下して、健康な状態では到底かからない感染症 (日和見感染症) にかかったり、脳の機能が衰えたり、悪性腫瘍〔日和見腫瘍〕が発生したりして、最後には死にいたる。従って、エイズの診断は、「HIV 感染 (+免疫能低下) +23のエイズ指標疾患または状態がある」ことによって下される。



〔2〕ハンセン病回復者等

(1) 取組の経過

ハンセン病は、ノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師により発見された「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症です。

かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、このことにより偏見、差別が助長されていきました。

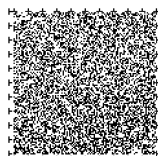
しかし、「らい菌」の感染力は極めて弱く、非常にうつりにくく、たとえ感染しても発病することはまれで、仮に発病した場合でも治療法が確立されている現在では、早期発見と早期治療により、障害を残すことなく短期間で確実に治せるようになりました。

わが国では、1907年（明治40年）に制定された「らい予防に関する件」からハンセン病政策が始まり、1931年（昭和6年）に制定された「らい予防法（旧法）」以降発病した人は、ハンセン病療養所に強制的に終生隔離されるなど非人間的な扱いを受け、患者と家族は、いわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。

「らい予防法」は、1996年（平成8年）に廃止され、2001年（平成13年）には、強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されました。これに対して、国は、控訴を断念し、同年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策を実施しています。

これらの取組により、ハンセン病回復者等が受けた被害の回復については、一定の解決が図られましたが、社会に根強く残る偏見・差別の解消、回復者が地域社会から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことができる基盤整備などの問題も残されています。

これらの問題の解決のため、回復者等による法制定のための努力が重ねられ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が2009年（平成21年）に施行され、国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障、社会復帰の支援及び社会生活の援助、名誉回復及び死没者の追悼、親族に対する援護等に関する施策を実施することとなりました。



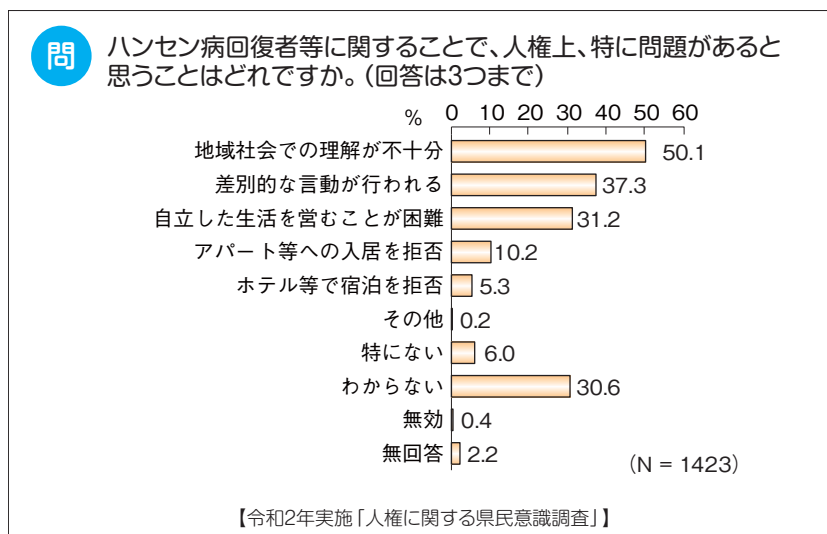
県は、入所者に対するお見舞い、故郷への里帰り事業、入所者家族への援護などを行うとともに、美術館での入所者作品展や入所者との交流会など、ハンセン病に対する正しい理解を深めるための取組を進めています。

(2) 現状と課題

今日では、療養所と社会との交流も徐々に進み、わずかではありますが、地域社会に復帰した人もいます。

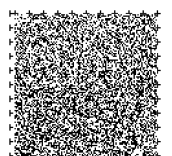
しかしながら、89年間という長期間の強制隔離政策により、患者の高齢化が進むとともに、2003年（平成15年）の熊本県内でのホテル宿泊拒否事件にみられるように、病気に対する誤解や無理解が今なお社会の中に根強く残り、入所者の地域社会への復帰や交流を妨げています。ハンセン病に対する正しい理解を深めることが、一層求められています。

2020年（令和2年）実施の「人権に関する県民意識調査」では、ハンセン病回復者等に関する人権上の問題として、「地域社会での理解が不十分」が50.1%と最も高く、次いで「差別的な言動が行われる」（37.3%）となっています。



(3) 具体的施策の方向

ハンセン病回復者及びその家族等に対する偏見や差別をなくしていくためには、県民一人ひとりがハンセン病に対する正しい知識を学び、理解を深めることが何よりも重要です。そのために、以下の取組を推進します。



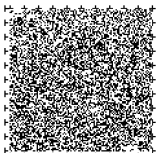
①偏見や差別を解消するための普及啓発活動の推進

ア 県の広報紙や県の保健所、市町、関係団体などの活動を通して、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発活動を推進します。

イ 啓発図書やビデオの充実、入所者作品展、写真パネル展等の開催など、あらゆる層に対して、より効果的な方法や機会を通じた啓発活動を推進します。

②相談・支援や里帰り事業等福祉事業の推進

ア 入所者に対するお見舞い、里帰り事業、墓参りへの支援、入所者家族への援護などを推進します。



〔3〕新型コロナウイルス感染症患者等

(1) 取組の経過

2020年（令和2年）に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的にまん延し、同年、国内でも初めての感染者が確認され、その後感染が拡大し、今日まで国民生活や経済に大きな影響を及ぼしています。

国が、同感染症の医療提供体制の維持や検疫体制の整備、緊急事態宣言の発出など感染拡大防止に総力を挙げて取り組む中、目に見えない未知のウイルスへの不安や恐れから、感染者やエッセンシャルワーカー、その周辺の人々の誹謗中傷や偏見、差別など人権に関わる問題が起きています。

国や地方公共団体、民間団体等が誹謗中傷等の防止に向けた啓発等を行っている中、2021年（令和3年）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が制定され、何人も新型コロナウイルス感染症や類似の感染症に起因する差別的取扱い等を受けることがないように、国や地方公共団体は実態の把握や相談支援、情報収集・提供、啓発活動を行う旨規定されました。

県は、国内で感染者が確認されて以降、新型コロナウイルスに関連する人権配慮を促すための啓発を行い、また、専門の相談窓口を設置するなど被害者への支援に取り組んできました。

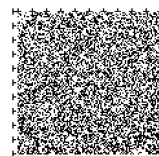
(2) 現状と課題

新型コロナウイルス感染症が2020年（令和2年）に県内でも感染者が確認されて以降、感染者やエッセンシャルワーカー、その周辺の人々をはじめ広く県民に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別など人権に関わる事例が発生しています。

不確かな情報や誤った情報に基づく不当な差別や偏見等はあるてはならないことであり、これらにより、県民が誹謗中傷や差別を恐れて、症状が出て受診しなかったり、PCR検査を拒んだり、感染者が行動歴を隠したりするなど、さらなる感染拡大につながることであります。

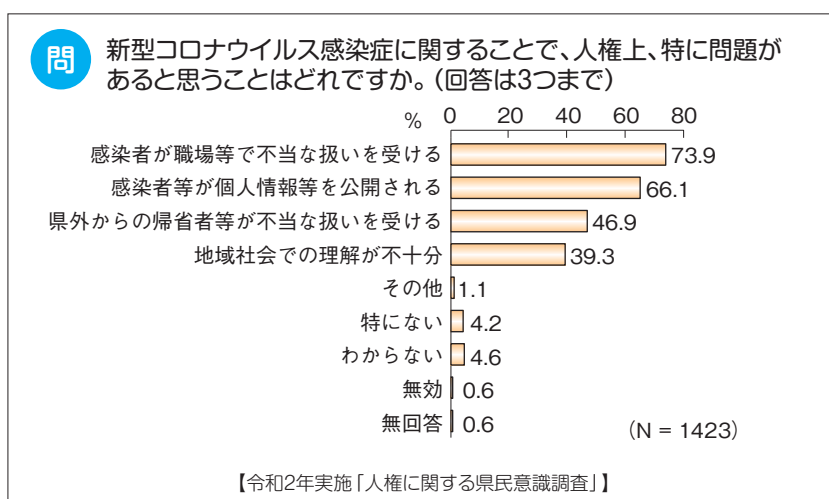
また、医療従事者等に対する偏見や不当な扱いなどは、退職等を誘引し、医療体制の崩壊を招きかねません。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、同感染症に関する基本情報等の発信や人権配慮を促すための啓発、誹謗中傷、差別などの被害者への支援等に、引き続き取り組む必要があります。



また、今後、類似の感染症が発生した場合も、同様に対応していくことが求められます。

2020年（令和2年）に実施した「人権に関する県民意識調査」では、新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題として、「感染者等が職場等で不当な扱いを受ける」が73.9%と最も高く、次いで「感染者等が個人情報等を公開される」（66.1%）、「県外からの帰省者等が不当な扱いを受ける」（46.9%）となっています。



(3) 具体的施策の方向

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」に基づき、新型コロナウイルス感染症や類似の感染症に起因する不当な差別的取扱いや名誉、信用を毀損する行為など権利利益を侵害する行為を防止するため、以下の取組を推進します。

① 感染症に関する情報収集・提供

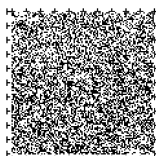
新型コロナウイルス感染症又は今後発生した場合の類似感染症に関する情報収集や提供、感染予防対策の発信を行います。

② 差別的取扱い等にかかる実態把握、啓発、相談支援

新型コロナウイルス感染症又は今後発生した場合の類似感染症に起因する差別的取扱い等の実態把握や防止のための啓発、被害を受けられた方などからの相談への対応を行い、解決に向けた支援を行います。

* エッセンシャルワーカー（essential worker）とは

直訳すると「必要不可欠な労働者」で、社会基盤を支えるために必要不可欠な仕事に従事する労働者。生活必須職従事者とも呼ばれ、医療・福祉や保育、運輸・物流、小売業、公共機関などが該当する。



8 犯罪被害者等の人権

(1) 取組の経過

犯罪被害者等を支援する社会的制度は、1963年（昭和38年）頃から、先進諸外国において整備が始められました。

国連は、1985年（昭和60年）に「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択し、各国に対して、被害者等に対する情報の提供や物心両面の社会的援助とともに、警察等の機関の職員に対する教育やガイドラインの策定などを求めました。

わが国では、1980年（昭和55年）に犯罪被害者等に給付金を支給する「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」が制定、翌年には、犯罪被害遺児に奨学金を支給する「財団法人犯罪被害救援基金」が設立され、犯罪被害者等に対する経済的援助が進められました。

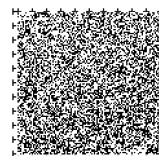
その後、1992年（平成4年）にわが国で初めての民間被害者援助団体が東京に設立され、民間ボランティアによる被害者支援活動が開始されるにしたがって、全国に波及していきました。

1996年（平成8年）に、警察庁で「被害者対策要綱」が定められ、本格的な被害者対策が開始されたのに続き、2000年（平成12年）には、犯罪被害者等保護二法（「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」）が制定されるなど、被害者等の保護や支援についての法的な整備が進められました。

2005年（平成17年）には、「犯罪被害者等基本法」が施行されるとともに、同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」が策定され、その後数度の見直しが行われ、2021年（令和3年）には、第4次の基本計画が策定されています。

2008年（平成20年）には、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改められ、犯罪被害給付金制度の拡充が図られるとともに、犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体の自主的な活動や犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動の推進に関する規定が整備されました。

このような被害者等の抱える問題や困難に対する社会的な関心の高まりを受けて、給付金制度の改善などの経済的負担の軽減や犯罪の捜査や裁判の過程での被害者等の保護、手続への関与等権利の拡充が図られるとともに、社会全体で被害者等を支援していこうとする取組が進められてきました。



本県では、1997年（平成9年）から、精神的・経済的な問題や医療・公判に関することなど、被害者等の多様なニーズに応え、総合的な支援を行うために、警察のほか、地方自治体、法曹界、医療関係者等の関係機関で構成される「長崎県被害者支援連絡協議会」などの被害者支援ネットワークが設立されました。

その後、2003年（平成15年）には、県内初の民間支援団体として「NPO 法人長崎被害者支援センター」（現在の「公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター」）が設立され、2008年（平成20年）には、犯罪被害等早期援助団体に指定されました。

これらにより、被害者等へのよりきめ細かな支援活動ができるようになり、官民一体となって、社会全体で被害者を支える活動を推進しています。

また、2016年（平成28年）には、長崎犯罪被害者支援センター内に性暴力被害者の相談窓口「性暴力被害者支援『サポートながさき』」を開設し、被害者の心身の負担軽減、健康の早期回復及び被害の潜在化防止を図っています。

そして、県全体における犯罪被害者等支援の更なる充実を実現するために条例の制定が必要との声が高まり、2019年（令和元年）に「長崎県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

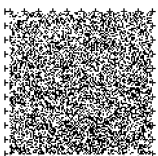
(2) 現状と課題

犯罪にあった人やその家族は、命を奪われたり、身体を傷つけられたりするといった直接的な被害を受けるだけでなく、犯罪による著しいストレス反応などの精神面や医療費の負担などの経済的な面でも大きな被害を受けています。

また、マスコミ等による過剰な取材や報道によるプライバシーの侵害等から深刻なストレスが生じるなど、様々な二次被害に苦しんでいます。

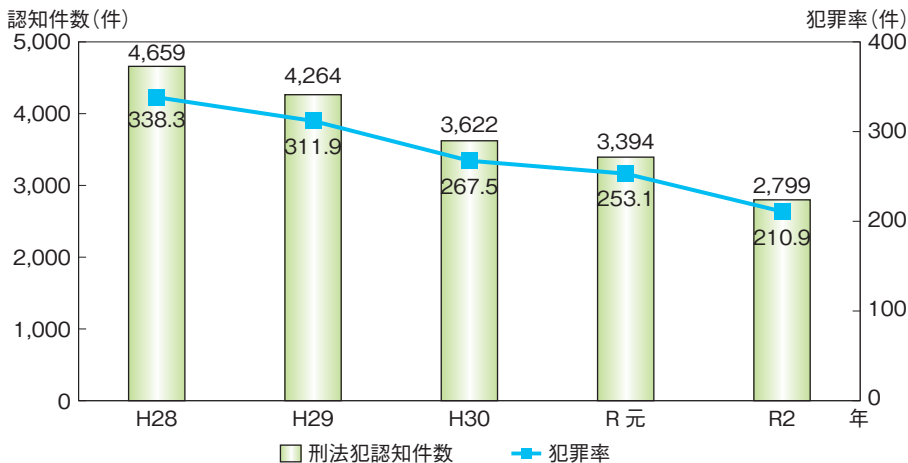
生命や身体に直接的に被害を及ぼす犯罪は、人権侵害の最たるものの一つであり、県民の誰もが、犯罪被害にあう可能性が高い現状では、同じ立場になりうる潜在的な被害者予備軍であると言えます。

そうしたことから、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するという気運の醸成じょうせいが重要です。



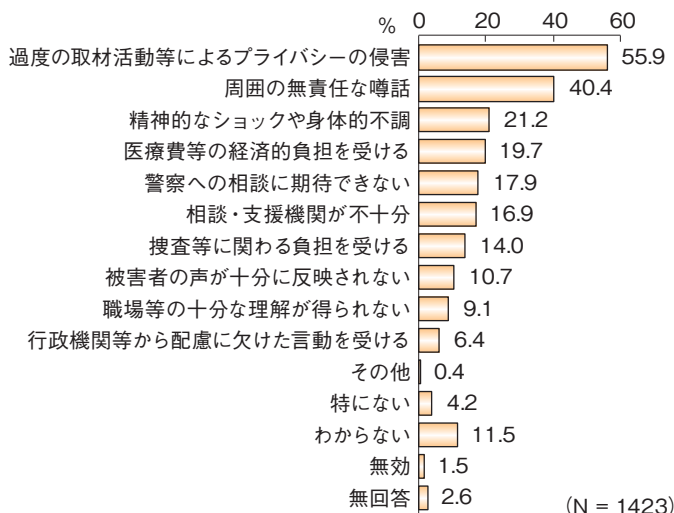
2020年（令和2年）実施の「人権に関する県民意識調査」では、犯罪被害者の人権にとって問題があることとして、「過度の取材活動等によるプライバシー侵害」が55.9%と最も高く、次いで「周囲の無責任な噂話」（40.4%）、「精神的なショックや身体的不調」（21.2%）となっています。

長崎県刑法犯認知件数、犯罪率



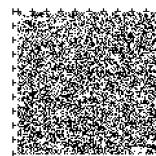
(資料 警察庁・長崎県警察本部)

問 犯罪被害者等に関することで、人権上、特に問題があると思うことはどれですか。(回答は3つまで)



(N = 1423)

【令和2年実施「人権に関する県民意識調査」】



(3) 具体的施策の方向

犯罪被害者等の立場を理解し、人権を擁護していくためには、関係機関相互の連携とともに、何よりも県民の理解と協力が求められています。「第4次長崎県犯罪被害者等支援計画」に基づき、「犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現」を基本目標として、以下の取組を推進します。

①県民の理解増進のための広報・啓発

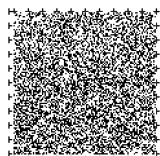
ア 「長崎県被害者支援連絡協議会」など被害者支援ネットワークの連携活動を通じて、被害者問題を広く県民に訴え、被害者等の支援に向けた社会環境づくりを推進します。

イ 被害者等が置かれている現状を正しく理解し、二次被害を解消するために、広報啓発活動を推進します。

ウ 社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりへの取組として、被害者等による講演「命の大切さを学ぶ教室」を推進します。

②関係機関・団体等との連携・協力

関係各機関・団体と連携して、効率的・効果的な支援に取り組んでいきます。



9 インターネットによる人権侵害

(1) 取組の経過

インターネットが急速に普及する中、その匿名性を悪用して、他者を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する事例が増加しています。特に近年は、SNSにおける誹謗中傷等が問題化しています。

また、コンピュータやネットワークの利用により大量の個人情報が処理される社会となる中で、個人情報の不適正な取扱いや信用情報、顧客データの盗用・流出などの問題も依然として生じています。

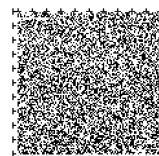
こうした中、国は、インターネット上で人権を侵害するような書き込み等に対して被害者がプロバイダ等へ書き込み削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）（2001年（平成13年））、そして、行政機関や企業に対して個人情報の適正な取扱いを義務づけた「個人情報の保護に関する法律」（2003年（平成15年））などを制定し対応してきました。

2021年（令和3年）には、プロバイダ責任制限法が改正され、誹謗中傷等を投稿した者が速やかに特定されやすくなりました。

また、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化する「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）（2008年（平成20年））や元交際相手らの性的な写真や動画をインターネット上に掲載することへの罰則を盛り込んだ「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（2014年（平成26年））が制定されました。

県は、2001年（平成13年）に、県の機関等が行う個人情報の収集や利用等の適正な取扱いや県の機関が保有する本人情報の開示請求等に関する権利、事業者の責務などを定めた「長崎県個人情報保護条例」を制定し、個人情報保護対策を進めてきました。

また、子どもの心と命を守るために、インターネットの掲示板やゲームサイト等を閲覧・監視する「ネットパトロール事業」を実施し、いじめや誹謗中傷に及ぶ書き込み、盗撮写真の掲載など人権を侵害する内容が見受けられた場合は、サイト運営会社等に削除依頼を行いました。2018年度（平成30年度）からは、より身近な学校やPTA等地域で「ネットパトロール」が実施できるよう、その手法の講習を行ってきました。



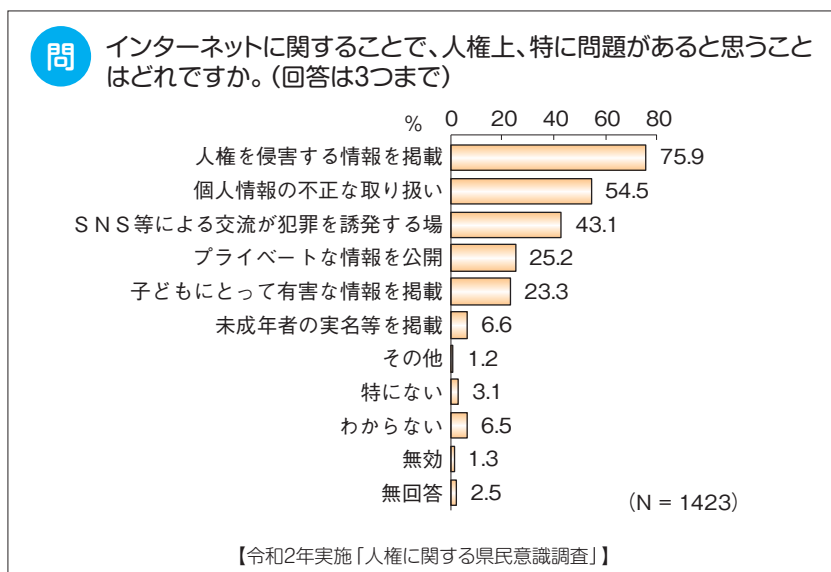
さらに、「メディア安全指導員」の養成及び派遣によって、携帯電話利用に係る危険性やその対処法などを指導しています。

(2) 現状と課題

パソコンや従来型の携帯電話に加え、スマートフォン（多機能携帯電話）の急速な普及に伴い、出会い系サイト、SNS などにおけるいじめや誹謗中傷等、子どもが人権侵害や犯罪に巻き込まれる危険性がさらに高まっています。

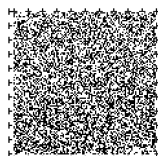
また、情報通信技術の発達や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化に対応するため、2015年（平成27年）に個人情報保護法等の改正が行われ、これにより、個人情報よりも識別性が高い個人番号を含んだ特定個人情報に関する規定が設けられるとともに、DNA や指紋などの身体的特徴も個人識別符号として個人情報に扱われることとなり、これまで以上に個人情報の適切な取扱いが求められています。

2020年（令和2年）実施の「人権に関する県民意識調査」では、インターネットを利用する上での人権上の問題点として、「人権を侵害する情報を掲載」が75.9%と最も高く、次いで「個人情報の不正な取り扱い」（54.5%）、「SNS等による交流が犯罪を誘発する場」（43.1%）となっています。



(3) 具体的施策の方向

関係機関との連携による対応や、利用に関してのルール等への理解を深める方策の実施と個人情報保護について、以下の取組を推進します。



①関係機関と連携した対策の実施

インターネットによる人権侵害に対しては、長崎県人権教育啓発センター等における相談対応や、長崎地方法務局等との連携・協力を図り、プロバイダ等に対する申し入れなどの適切な対応を行います。

②利用に際してのルール等の教育・啓発

学校や家庭、地域社会において、児童生徒や保護者をはじめ広く県民に対し、インターネット利用に際してのモラルやルールについての教育・啓発を推進します。

③個人情報保護についての意識向上と啓発活動の推進

個人情報の保護や情報セキュリティ対策についての県職員の意識向上に努めるとともに、個人情報保護制度のより一層の充実を図ります。

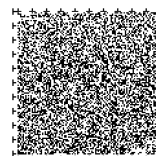
また、国及び市町との連携を図り、個人情報保護についての啓発を推進します。

***プロバイダとは**

インターネットへの接続サービスを提供する事業者等。

***情報セキュリティ対策とは**

インターネットやコンピュータを安心して使い続けられるように、大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが急に使えなくなったりしないように、必要な対策をすること。



10 性的少数者の人権

(1) 取組の経過

性的少数者とは、こころの性とからだの性が一致しない、あるいはこころの性がはっきりとしないトランスジェンダーや、同性愛者、両性愛者といった人たちなどの総称です。

このような人たちは少数であるがために、社会において十分な理解が得られず、偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。

国連は、2008年（平成20年）に性的指向や性自認に関わらず、人権の促進と保護に努めることを求めた声明を出しています。

近年、世界では、同性婚を合法化する国や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認める国も増えてきています。

わが国では、2004年（平成16年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の基準を満たせば、性別の取り扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

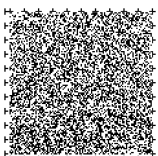
また、2015年（平成27年）以降、国内の一部の地方公共団体では、同性カップルにおいて互いを人生のパートナーであることを認める制度など、同性愛者に対する支援の動きも見られるようになりました。

さらに、2016年（平成28年）には、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針」において、性的指向又は性自認に関する差別的な言動もセクシュアルハラスメントの対象となると明記されました。

県では、県民や企業・団体等に性的少数者についての正しい理解や認識を深めてもらうために、これまで講演会やフォーラム、研修会等の開催、啓発資料の作成・配布、インターネットやテレビなどのマスメディアの活用等による教育・啓発に取り組んできています。

(2) 現状と課題

2019年（令和元年）、2020年（令和2年）に国や民間の研究機関が実施した調査では、日本での性的少数者の割合は8.2%や8.9%、10%といった数値が出ています。



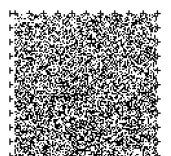
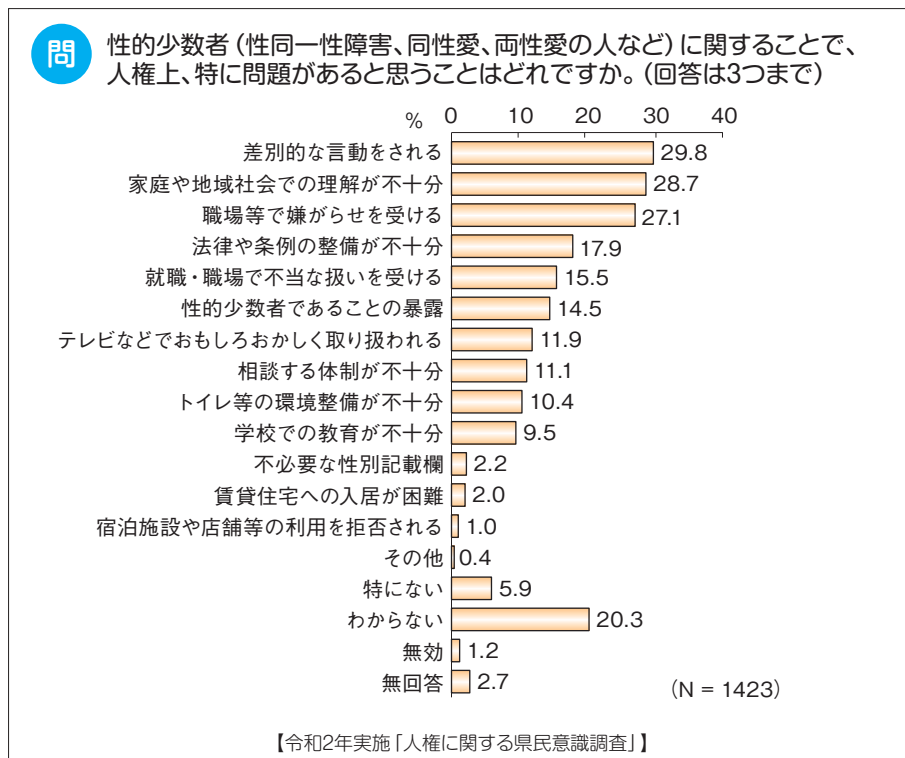
また、他の調査では、異性愛者の男性と比べ、ゲイ、バイセクシュアルの男性の自殺未遂リスクは、その約6倍との結果も出ています。

本県が2019年（令和元年）に実施した「性的少数者に関する実態調査」では、性的少数者の方の悩みや困りごととして、「周囲で性的少数者に関する差別的な言動を見聞きする」が47.0%で最も高く、また、「地域社会に望む取組」としては、「教育・啓発」に類するものが25.4%と最も高くなっています。

また、2020年（令和2年）に実施の「人権に関する県民意識調査」では、性的少数者の人権上の問題として、「差別的な言動をされる」が29.8%と最も高く、次いで「家庭や地域社会での理解が不十分」が28.7%、「職場等で嫌がらせを受ける」が27.1%となっています。

2015年（平成27年）、文部科学省は、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県等に通知、さらに翌年には、より詳細に対応要領等をまとめた「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の手引を示し、きめ細かな配慮を行うよう求めています。

このようなことから、性的少数者の方が身近にいるという意識と、性の多様性を理解し、尊重していく人権意識を持つことが重要であり、そのため、広く県民、企業等への理解、認識を高めてもらう取組が必要です。



(3) 具体的施策の方向

性的少数者に対する偏見・差別等が当事者を苦しめており、周囲の一人ひとりが性の多様性について正しい理解や認識を深めることが重要であることから、以下の取組を推進します。

①県民・企業等に対する取組

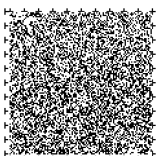
地域社会や職場において、性的少数者の存在を正しく認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、民間団体等とも連携して、各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布、インターネットやマスメディア等を活用するなど、広く県民や企業・団体等へ啓発を行うとともに相談対応の充実を図っていきます。

また、県への各種申請書等における性別記載欄の見直しを進めていくとともに、市町や企業・団体等に対しても、性別記載欄見直しの働きかけを行っていきます。

②学校における取組

性的少数者について教職員が正しく理解し、適切に対応できるような啓発を行うとともに、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整え、組織的な支援を行っていきます。

また、学校が支援を行う際には、当該児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、個別の事情に応じて医療機関等と連携した支援を行っていきます。



11 その他の人権問題

これまで明らかにしてきた人権問題以外にも、以下に掲げるような問題も存在しています。これらの問題を解決し、人権が尊重される社会を築くためには、県民一人ひとりが個々の人権問題について正しい知識を持ち理解を深めることが何よりも大切です。

互いがそれぞれの違いを認め合い、自分自身の人権だけでなく、他人の人権についても深く理解し尊重する、そのような共生の社会を実現していくために、あらゆる場・あらゆる機会を通じて人権教育・啓発等の取組を推進します。

(1) 原爆被爆者に関する問題

被爆県である本県独自の問題として、原爆被爆者の問題があります。現在、被爆者に対しては、1995年（平成7年）に施行された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策が進められています。

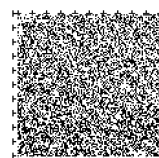
2002年度（平成14年度）からは、爆心地から半径12Kmの区域で被爆体験を有し、精神的要因に基づく健康影響がある者に医療給付を行う長崎被爆体験者支援事業が行われています。

また、在外被爆者については、各種申請を在外公館等を通じて行う来日要件撤廃、渡日治療などのための渡日支援、現地での健康相談、現地で医療給付を受けたときに自己負担額を支給する保健医療助成事業等も行われ、さらに、2016年（平成28年）からは、日本国内と同様に法に基づく医療の給付が開始されています。

しかし、原子爆弾が人体に及ぼす影響調査等は進められていますが、遺伝的影響が解明されていないため、原爆被爆への理解が得られなかったり、被爆者やその子どもたちが健康不安を抱くなど課題も残されています。

被爆から75年以上が経過し、被爆者の高齢化が進行するとともに、若い世代の中では原爆被爆という歴史的事実そのものに対する認識が薄れつつあるとの指摘もされています。

平和なくして人権は存在しないという理念のもと、被爆資料や遺構の収集・保存などを通じ被爆の歴史を正しく伝えるとともに、次代を担う世代に被爆体験を継承し、原爆の悲惨さと戦争の恐ろしさ、平和や命の大切さを引き継いでいくことが求められています。



(2) 災害時における人権尊重

2011年（平成23年）の東日本大震災や2016年（平成28年）の熊本地震など、大規模な災害発生に伴って、多くの人々が長期にわたる避難生活を余儀なくされる場合があります。

避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性的少数者の視点、高齢者や障害のある人、乳幼児等に対しても十分な配慮が必要となってきます。

また、プライバシーの確保や女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所での設備設置や防犯体制の構築が必要です。

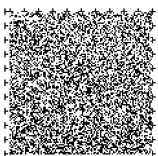
このため、「長崎県地域防災計画」に基づき、国や市町、企業・団体等との連携、役割分担を図りながら、災害時においても人権に配慮した対策を行っていきます。

(3) その他の問題

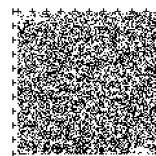
1997年（平成9年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が制定され、また、2019年（平成31年）には、それに代わる「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が制定されましたが、アイヌの人々に対する民族としての歴史や文化、伝統についての理解不足等から偏見や差別が依然としてあります。

また、刑を終えて出所してきた人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、就職に際しての差別や住居等を確保することが困難となるなどの問題が生じています。こうした状況を踏まえ、犯罪をした者等が立ち直り、地域社会の一員として、共に生き、支え合う社会づくりを促進し、地域共生社会を実現するため、2021年度（令和3年度）を初年度として「長崎県再犯防止推進計画」を策定しました。本計画をもとに、関係機関・団体等と連携体制を構築し、就労や住居確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等を進めていきます。

北朝鮮による拉致の問題は、国民に対する人権侵害であり、わが国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。国は、2005年（平成17年）の国連総会における北朝鮮人権状況決議を踏まえ、2006年（平成18年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしています。



以上の人権問題やここに記述のない人権問題についても、国や関係機関と連携した教育・啓発を推進します。



第Ⅵ章 計画の推進体制

1 県の推進体制

- (1) 本計画に基づく人権教育・啓発の取組は、女性や子ども、高齢者など、重要課題として掲げた個別の人権課題を所管する部局のみならず、全庁的な体制で総合的・計画的に推進することが必要です。

そのため、庁内で設置する「長崎県人権教育・啓発推進会議」により、適切な進行管理を図ります。

また、本計画に基づく取組の状況については、毎年度公表します。

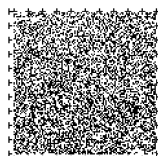
- (2) 本計画に基づく人権教育・啓発施策の推進にあたっては、主な項目についての数値目標を設定し、効果的な事業の進捗を図ります。

2 国、市町との連携

- (1) 国においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権施策の推進が図られ、その実施状況について年次報告が出されていることなどを踏まえ、国の取組とも連携を図りながら、本県の人権教育・啓発施策を推進します。
- (2) 市町は、地域住民と身近に接し、住民との間で様々な関わりを有していることから、地域の実情に応じたきめ細かな人権教育・啓発活動を進めていく上での基本的な実施主体です。市町に対する情報提供、策定された基本計画（指針）に基づく具体的な教育・啓発活動等の推進などの支援を行うとともに、十分な連携を図りながら取組を推進します。
- (3) 国（長崎地方法務局）、県、長崎市、人権擁護委員会連合会で構成する「長崎県人権啓発活動ネットワーク協議会」や、法務局各支局、管内の市町で構成する「地域人権啓発ネットワーク協議会」での連携を強化し、人権教育・啓発活動の効果的な取組を推進します。

3 企業・団体、NPO 等との連携

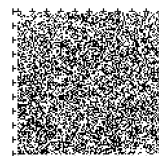
- (1) 人権教育・啓発の取組を幅広く推進するために、行政のみならず、企業や人権関係団体、NPO などとの連携を図り、実効ある取組を推進します。



- (2) 「長崎県人権教育啓発センター」において、人権に関する様々な情報収集や提供、相談や交流連携機能の拡充を進め、センターを中心に関係機関や団体、NPO 等との連携や交流など人権に関わる幅広いネットワークづくりを進めます。

4 計画の目標年度

この計画は、2025年度（令和7年度）を目標年度とし、終了後必要に応じた見直しを行います。



数値目標

効果的な事業の進捗を図るために、数値目標を設定します。

教育・啓発

数値目標名称	基準値(年度)	目標値(年度)	担当課
人権意識を持って生活していると思う人の割合	78.7% (R 2)	84% (R 7)	人権・同和対策課
人権・同和教育指導者登録者のうち活動者の割合	63.9% (R 1)	70% (R 7)	人権・同和対策課
人権・同和教育の校内研修実施校（小・中学校）の割合	100% (H29)	100% (R 5)	義務教育課
人権・同和教育の校内研修実施校（高校）の割合	100% (H29)	100% (R 5)	高校教育課
いじめの解消率（小・中・高等学校）	89.3% (H29)	100% (R 5)	児童生徒支援課
学校内または学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合	85.3% (H30)	90% (R 7)	児童生徒支援課

女性の人権

20～59歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合	42.4% (R 1)	47.5% (R 7)	男女参画・女性活躍推進室
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合	47.6% (R 2)	59.8% (R 7)	男女参画・女性活躍推進室
県の審議会等委員への女性の登用率	37.3% (R 1)	40～60% (R 7)	男女参画・女性活躍推進室
ステップハウス*1での支援を希望する世帯への対応比率	100% (R 1)	100% (R 7)	こども家庭課

*1 ステップハウス：一時保護所退所者等で自立が困難な方が地域社会で自立した生活を送ることができるまでの間、支援を受けながら入所する施設

子どもの人権

ココロねっこ運動登録団体数（累計）	5,953人 (H30)	6,303人 (R 7)	こども未来課
保育所等待機児童数	70人 (R 1)	0人 (R 7)	こども未来課
県事業によるひとり親家庭の就職者数	59人 (R 1)	100人 (R 7)	こども家庭課
児童養護施設に入所する子どもの大学等進学率	38.3% (R 1)	45% (R 7)	こども家庭課

数値目標名称	基準値(年度)	目標値(年度)	担当課
児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	25人 (H30・R1平均)	26人 (R7)	こども家庭課
携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	63% (R1)	80% (R7)	こども未来課

高齢者の人権

地域包括ケアシステムの構築割合	85% (R1)	100% (R7)	長寿社会課
認知サポーター、キャラバンメイト数(累計)	142,314人 (R1)	233,600人 (R7)	長寿社会課
消費者安全確保地域協議会の設置市町数	8市町 (R1)	21市町 (R7)	食品安全・消費生活課

障害のある人の人権

相談のあった差別事案のうち、解決に至った事案の割合	100% (R2)	100% (R7)	障害福祉課
障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	17,664円 (R1)	21,700円 (R7)	障害福祉課
障害者面接会就職者数	0人 (R2)	50人 (毎年度)	雇用労働政策課
公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画の作成率	93.6% (R1)	95%以上を維持 (R7)	特別支援教育課

部落差別(同和問題)

意識調査における部落差別の意識がないと思う人の割合	33.8% (R2)	40% (R7)	人権・同和対策課
---------------------------	---------------	-------------	----------

外国人の人権

県民等が参加した多文化共生関係事業の開催件数	13回 (H30)	21回 (R7)	国際課
------------------------	--------------	-------------	-----

HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権

エイズカウンセラー相談実施件数	11件 (R2)	12件 (毎年度)	医療政策課
専門医を講師としたHIVも含めた性に関する研修会への教職員参加人数	248人 (R2)	250人 (毎年度)	体育保健課
ハンセン病療養所入所者作品展の来場者数	1,164人 (R1)	1,000人 (毎年度)	国保・健康増進課

犯罪被害者等の人権

数値目標名称	基準値(年度)	目標値(年度)	担当課
犯罪被害者等支援に関する広報・意識啓発活動の対象者数	74,400人 (R 1)	75,000人以上 (毎年度)	交通・地域安全課

インターネットによる人権侵害

【「子どもの人権」からの再掲】 携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	63% (R 1)	80% (R 7)	こども未来課
--	--------------	--------------	--------

性的少数者の人権

性の多様性に関する研修等参加者のうち、理解し行動意欲を示した人の割合	- (-)	90% (R 7)	人権・同和対策課
------------------------------------	----------	--------------	----------

資料編

人権関係年表

年	世界（国連）	日本	長崎県
1946（昭和21）年	国連人権委員会の設置	「日本国憲法」公布	
1947（昭和22）年		「教育基本法」施行 「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
1948（昭和23）年	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
1950（昭和25）年		「生活保護法」施行	
1951（昭和26）年		「児童憲章」制定	
1957（昭和32）年		「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」施行	
1959（昭和34）年	「児童の権利に関する宣言」採択		
1960（昭和35）年		「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）施行	
1965（昭和40）年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）採択	「同和対策審議会」答申	
1966（昭和41）年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約／A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約／B規約）採択		
1968（昭和43）年		「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」施行	
1969（昭和44）年		「同和対策事業特別措置法」（同対法）施行	
1970（昭和45）年		「障害者対策に関する長期行動計画」策定 「障害者基本法」施行	
1971（昭和46）年		「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）施行	
1975（昭和50）年	「障害者の権利に関する宣言」採択		
1976（昭和51）年	「国連婦人の10年」開始		
1978（昭和53）年			「長崎県同和教育基本方針」策定 「長崎県少年保護育成条例」制定 「長崎県同和対策基本方針」策定
1979（昭和54）年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約／A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約／B規約）批准	「長崎県同和対策長期計画」策定
1980（昭和55）年			「いきがいを育てる長崎県の婦人対策」策定
1981（昭和56）年	「障害者に関する世界行動計画」策定	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行	
1982（昭和57）年	「高齢者問題国際行動計画」策定	「地域改善対策特別措置法」施行	
1983（昭和58）年	「国連障害者の10年」開始		
1985（昭和60）年	「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）批准	
1986（昭和61）年		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）施行	

年	世界（国連）	日本	長崎県
1987（昭和62）年		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地对財特法）施行	
1989（平成元）年	「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）採択	「高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略」（ゴールドプラン）策定	
1990（平成2）年			「2001ながさき女性プラン」策定 「長崎県長寿社会対策大綱」策定 「長崎県長寿社会対策推進長期計画プラン2000」策定
1991（平成3）年	「高齢者のための国連原則」採択		
1993（平成5）年	国連人権高等弁務官の新設		「エイズストップ作戦長崎」開始
1994（平成6）年		「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）批准 「新高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略」（新ゴールドプラン）策定	「2001ながさき女性プラン（第一次改定）」策定
1995（平成7）年	「人権教育のための国連10年」開始	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」施行 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）批准 「高齢社会対策基本法」施行 「障害者プラン」策定	「長崎県障害者福祉に関する新長期行動計画」策定
1996（平成8）年		「らい予防法」廃止 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」意見具申	
1997（平成9）年		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）施行 「北海道旧土人保護法」廃止 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定	「福祉のまちづくり条例」制定 「長崎県障害者プラン」策定 「ながさきエンゼルプラン」策定
1999（平成11）年		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）施行	「『人権教育のための国連10年』長崎県行動計画」策定
2000（平成12）年		「介護保険制度」開始 「成年後見制度」開始 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）施行 「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）施行 「男女共同参画基本計画」策定	「長崎県男女共同参画計画」策定 「長崎県老人保健福祉計画」策定
2001（平成13）年	「世界の子どもたちのための平和と文化と非暴力のための国際10年」開始	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）施行	「ココロねっこ運動」開始 「長崎県個人情報保護条例」制定

年	世界（国連）	日本	長崎県
2002（平成14）年		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「新子どもプラン」策定 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）施行 「障害者基本計画」策定	「長崎県男女共同参画推進条例」制定
2003（平成15）年		「個人情報の保護に関する法律」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）施行	「長崎県男女共同参画基本計画」策定 「長崎県老人保健福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」策定 「長崎県障害者基本計画」策定
2004（平成16）年		「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次とりまとめ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	
2005（平成17）年	「人権教育のための世界計画」（第1フェーズ）開始	「発達障害者支援法」施行 「犯罪被害者等基本法」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定 「第2次男女共同参画基本計画」策定	「ながさき子ども未来21」策定 「長崎県ユニバーサル推進基本指針」策定
2006（平成18）年	「人権理事会設立決議」採択 「障害者の権利に関する条約」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ 「地域における多文化共生推進プラン」策定 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）施行 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）施行	「長崎県人権教育・啓発基本計画」策定 「長崎県 DV 対策基本計画」策定 「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」策定
2007（平成19）年	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択		「長崎県男女共同参画基本計画（改訂版）」策定
2008（平成20）年		「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ 「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院採択	「長崎県犯罪被害者等支援計画」策定 「長崎県自殺総合対策5カ年計画」策定 「長崎県子育て条例」制定 「長崎県教育振興基本計画」策定
2009（平成21）年		「ハンセン病問題解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）施行	「長崎県人権教育基本方針」策定 「長崎県障害者基本計画（改訂）」策定 「第2次長崎県 DV 対策基本計画」策定 「第4期長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」策定
2010（平成22）年	「人権教育のための世界計画」（第2フェーズ）開始 「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「第3次男女共同参画基本計画」策定	「長崎県子育て条例行動計画（平成22年度～26年度）」策定
2011（平成23）年	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」設置 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	「第2次犯罪被害者等基本計画」策定 「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更	「長崎県総合計画」策定 「第2次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～」策定 「新長崎県犯罪被害者等支援計画」策定
2012（平成24）年		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行	「長崎県人権教育・啓発基本計画（改訂版）」策定 「第3次長崎県 DV 対策基本計画」策定 「第5期長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」策定

年	世界（国連）	日本	長崎県
2013（平成25）年		「いじめ防止対策推進法」施行	「第2期長崎県自殺総合対策5カ年計画」策定 「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」（長崎県障害者差別禁止条例）制定 「長崎県いじめ防止基本方針」策定
2014（平成26）年		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「障害者の権利に関する条約」批准 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（医療介護総合確保推進法）施行 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行	「第二期長崎県教育振興基本計画」策定 「長崎県障害者基本計画（第二次改訂）」策定
2015（平成27）年	「人権教育のための世界計画」（第3フェーズ）開始 SDGs（持続可能な開発目標）採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「子ども・子育て支援新制度」開始	「長崎県子育て条例行動計画（平成27年度～31年度）」策定 「第6期長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」策定
2016（平成28）年		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行 「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	「長崎県総合計画チャレンジ2020」策定 「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」策定 「第4次長崎県DV対策基本計画」策定 「長崎県子どもの貧困対策推進方針」策定
2017（平成29）年		「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行	「長崎県人権教育・啓発基本計画（第2次改訂版）」策定 「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」策定 「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」策定
2018（平成30）年			「第7期長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」策定 「長崎県障害者基本計画（第4次）」策定
2019（令和元）年		「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行	「第三期長崎県教育振興基本計画」策定
2020（令和2）年	「人権教育のための世界計画」（第4フェーズ）開始	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）（パワハラ防止対策義務化）施行 「第5次男女共同参画基本計画」策定	「長崎県子育て条例行動計画（令和2年度～6年度）」策定 「長崎県子どもの貧困対策推進計画」策定 「長崎県犯罪被害者等支援条例」策定 「長崎県犯罪被害者等支援計画（改訂版）」策定
2021（令和3）年		「第4次犯罪被害者等基本計画」策定	「第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2025～」策定 「第5次長崎県DV対策基本計画」策定 「第8期長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」策定 「長崎県再犯防止推進計画」策定
2022（令和4）年			「長崎県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）」策定 「第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画」策定 「第4次長崎県犯罪被害者等支援計画」策定

関連計画一覧表

計 画 名 (計画期間)	概 要
長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025 (令和3～7年度)	「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念とする、5年間の県政運営の指針や考え方を示した総合計画です。
第三期長崎県教育振興基本計画 (令和元～5年度)	教育基本法の規定に基づき、長崎県教育方針に掲げる「県民挙げて、長崎県の教育を創造していく」という理念のもと、教育県長崎の確立に向け県民とともに本県教育の一層の充実を図り、着実に推進していくための計画です。
第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2025～ (令和3～7年度)	県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。 また、女性の職業生活における活躍の推進に関する県の推進計画も兼ねています。
第5次長崎県DV対策基本計画 (令和3～7年度)	配偶者からの暴力の防止等を目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、市町や関係機関、民間支援団体等と連携を図り、暴力のない社会の実現を目指し、計画的に取り組むための計画です。
長崎県子育て条例行動計画 (令和2～6年度)	長崎県子育て条例がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現のための取組を、総合的かつ計画的に進める施策の方向性を示すための計画であると共に、子ども子育て支援法、次世代育成支援対策推進法など、他の法令等に基づく4つの計画を兼ねた計画です。
長崎県子どもの貧困対策推進計画 (令和2～6年度)	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」の内容を踏まえ、子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画です。
長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画 (令和3～5年度)	市町等における介護保険事業の円滑な実施を支援する介護保険事業支援計画と、高齢社会の課題に対して県と市町及び関係団体が目指すべき具体的な政策目標を定めた老人福祉計画を一体のものとした計画です。
長崎県障害者基本計画(第4次) (令和元～5年度)	障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送り、互いに優しく接し合うことができる社会環境の中で、社会を構成する一員として、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な共生社会の実現を目指す、今後の障害者施策の指針となる計画です。
第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画 (令和4～8年度)	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、保健・医療・福祉・教育・労働・警察・民間団体等の様々な分野の機関や団体が連携して自殺対策に取り組んでいくための計画です。
第4次長崎県犯罪被害者等支援計画 (令和4～8年度)	長崎県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援の体制の充実及び犯罪被害者等が二次被害に遭うことを防止するための施策など、犯罪被害者等支援の施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
長崎県再犯防止推進計画 (令和3～7年度)	犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、その結果、県民が犯罪被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るための施策をまとめた計画です。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成する事を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有す

る。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分

な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

[国民たる要件]

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

[基本的人権]

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

[自由及び権利の保持義務と公共福祉性]

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

[個人の尊重と公共の福祉]

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

[平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界]

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、

又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

[教育を受ける権利と受けさせる義務]

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

[勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止]

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

[勤労者の団結権及び団体行動権]

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

[財産権]

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

[納税の義務]

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

[生命及び自由の保障と科刑の制約]

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

[裁判を受ける権利]

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

[逮捕の制約]

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

[抑留及び拘禁の制約]

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

[侵入、搜索及び押収の制約]

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

[拷問及び残虐な刑罰の禁止]

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

[刑事被告人の権利]

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自ら

これを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属す

る年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）

平成14年3月15日閣議決定（策定）

平成23年4月1日閣議決定（変更）

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々などが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということ、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。

すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮し

た行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担

当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。

特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。

また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。

その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえる

と、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。

そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動

を行う場合にも、それが国民に対する強制となつては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないように、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を

推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にすする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した

際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以

下のものを挙げるができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるため、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する(第14条)とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている(第24条)。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択(1981年発効、我が国の批准1985年)され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府(現内閣府)を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

(以下略)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)の

制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

(以下略)

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱（平成8年7月閣議決定）を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

(以下略)

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、

ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

（以下略）

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

（以下略）

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時

代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

(以下略)

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

(以下略)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こ

される免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいる。エイズは、1981年（昭和56年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

（以下略）

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

（以下略）

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

(以下略)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉

致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

（以下略）

(13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両

面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていなければいほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成12年9月25日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や(財)人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等

を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている(財)人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点(例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど)からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財)人権教育啓発推進センターの充実

(財)人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財)人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイデアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的な活用が望まれる。また、民間の活用にあたっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高め、いく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用を努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様な人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する

取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等)を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」(人権教育・啓発推進法第9条)との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書(白書)の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

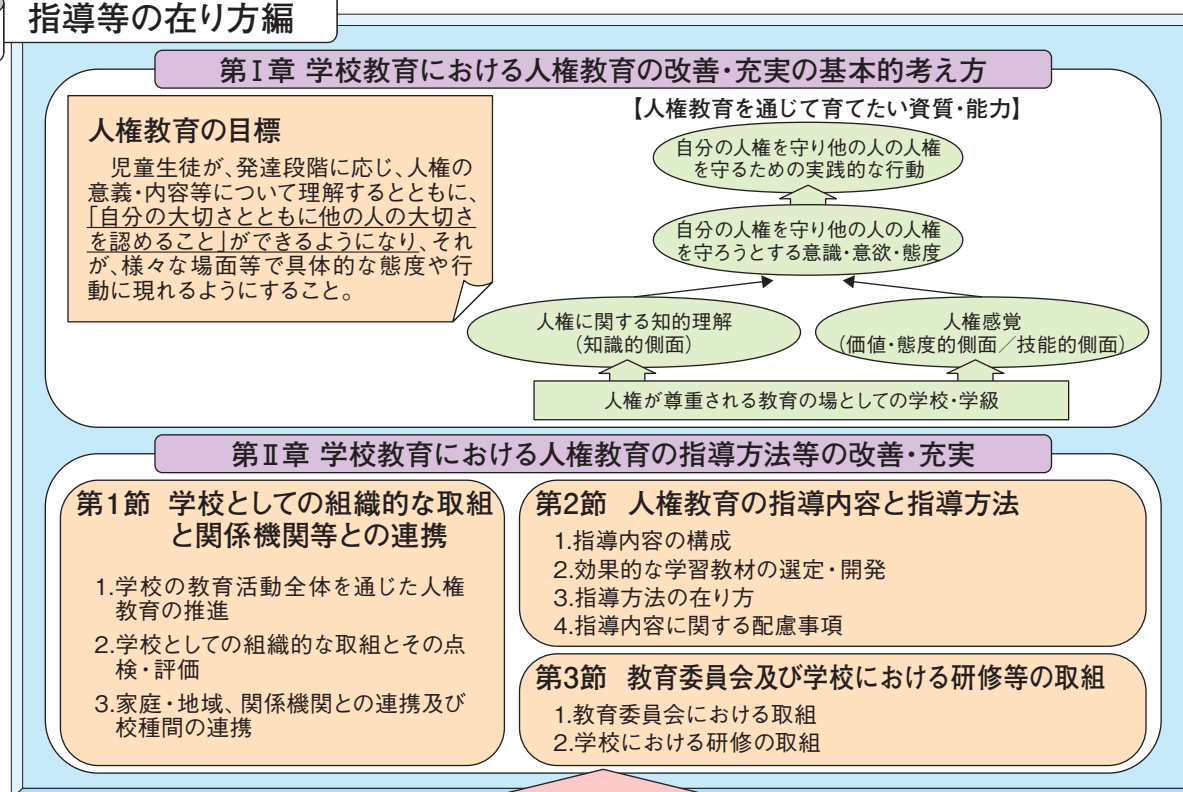
人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】【概要】

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している。

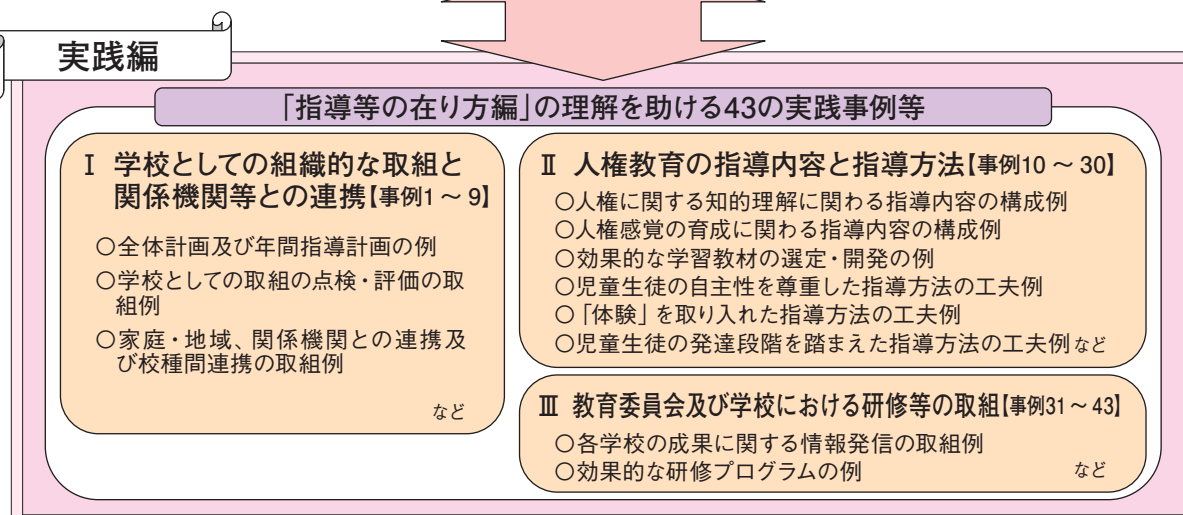
「人権教育の指導方法等の在り方について」

- * [第一次とりまとめ] (平成16年6月)：「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示
- * [第二次とりまとめ] (平成18年1月)：指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供
- ⇒ [第三次とりまとめ] (平成20年3月)：第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】
- * [第三次とりまとめ] 補足資料 (令和3年3月)：第三次とりまとめ策定後の学校制度の改革や国内外の人権教育をめぐる社会情勢の変化について、第三次とりまとめとの関係性を補足するものとして作成

指導等の在り方編



実践編



※ 「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」 平成20年3月公表の概要を一部加工した。

長崎県人権教育基本方針

平成21年4月1日

長崎県教育委員会

わが国は、日本国憲法において個人の生命、自由及び幸福を追求する権利を保障しています。また、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の早期解決を図ることが、わが国の責務であり国際的な要請であるという基本認識に立ち、人権の意義が正しく理解され、個人の尊厳が守られる社会の実現のために様々な人権施策を展開しています。

本県においても、「長崎県同和教育基本方針」に基づき、学校、家庭、地域社会のあらゆる場や機会において、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに関する人権問題が存在し、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴う新たな人権問題も生じています。

このため県教育委員会は、人権問題の解決には教育の果たす役割が重要であることから、これまで取り組んできた同和教育を継承しながら、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえ、人権尊重の精神の涵養をめざし、以下のように人権教育を推進します。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体をとおして、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養い、学校生活などの中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

社会教育においては、生涯にわたって多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活において態度や行動に現れるよう豊かな人権感覚の育成に努めます。

人権教育を推進するため、人権問題についての正しい理解や認識を育てるための研修の充実に努めるとともに、専門性と実践力を身につけた指導者の養成に努めます。

この方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町教育委員会及び関係の機関・団体との連携を図りながら、人権教育の推進に努めます。

【長崎県人権教育基本方針についての解説】

これまでの「長崎県同和教育基本方針」は、同和問題の解決に向け昭和53年に策定されました。同和対策については、昭和44年から平成14年3月まで、「同和対策事業特別措置法」等に基づき、生活環境や職業、教育などの各種対策が実施されており、その後、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づく取組が続けられています。

このような国・県等による様々な取組により、人権問題についての意識は高まり、同和問題に係る実態的差別としての生活環境等は大きく改善されてきましたが、依然として同和問題に関わる心理的差別事象は後を絶ちません。また、高度情報化の進展などの社会状況の変化に伴い、従来の様々な人権問題に加え、インターネット等による人権侵害など新たな人権課題が発生しており、これらの課題への取組が強く求められています。

このため、平成20年4月に改定した「長崎県教育方針」や同年10月に策定した「長崎県教育振興基本計画」等を踏まえ、「長崎県同和教育基本方針」を「長崎県人権教育基本方針」として改定しました。

わが国は、日本国憲法において個人の生命、自由及び幸福を追求する権利を保障しています。また、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の早期解決を図ることが、わが国の責務であり国際的な要請であるという基本認識に立ち、人権の意義が正しく理解され、個人の尊厳が守られる社会の実現のために様々な人権施策を展開しています。

本県においても、「長崎県同和教育基本方針」に基づき、学校、家庭、地域社会のあらゆる場や機会において、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに関する人権問題が存在し、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴う新たな人権問題も生じています。

社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利が人権であり、憲法で保障された権利です。国際社会では、昭和23年（1948年）の「世界人権宣言」など、国際連合を中心に全人類の人権の実現をめざして、様々な努力が続けられています。また、わが国でも、「人権教育及び人権啓発に関する法律」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を公表し、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約を批准するなどの施策が講じられています。

本県においても、「長崎県同和教育基本方針」に基づき、人権が尊重される社会の実現に取り組んできましたが、今なお解消されていない人権問題が残されていること、さらに時代の変化に伴う新たな人権課題が生じていることを認識し、それら諸課題の解決に向けて適切に対応することが求められています。

このため県教育委員会は、人権問題の解決には教育の果たす役割が重要であることから、これまで取り組んできた同和教育を継承しながら、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえ、人権尊重の精神の涵養をめざし、以下のように人権教育を推進します。

学校教育や社会教育において、人権についての理解を深め、人権感覚を養うことは、いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間の育成につながるものです。また、同和問題の解決は国や地方公共団体の責務であり、国民的課題であるとの認識のもと、同和問題を人権問題の重要な柱として受け継ぎ、

本県の人権施策の指針である「長崎県人権教育・啓発基本計画」を踏まえながら、人権教育を積極的に推進していきます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体をとおして、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養い、学校生活などの中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

一人ひとりの児童生徒が、発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、集団生活におけるルールやマナーを尊重し義務や責任を果たそうとする態度を養います。そして、様々な場面で具体的な人権問題に直面したとき自らの問題として解決しようとする意欲や実践的な行動力を身につけるよう指導の充実を図ります。

社会教育においては、生涯にわたって多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活において態度や行動に現れるよう豊かな人権感覚の育成に努めます。

生涯学習の視点に立って、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設など多様な学習機会の充実を図りながら、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において自分自身の態度や行動に現れるようにすることが大切です。

人権教育を推進するため、人権問題についての正しい理解や認識を育てるための研修の充実に努めるとともに、専門性と実践力を身につけた指導者の養成に努めます。

教職員や社会教育関係者が、人権尊重の理念や人権問題について十分な認識を持つことができるよう研修等の一層の充実を図っていくとともに、研修・啓発の講師として効果的な活動ができる指導者の養成と資質向上を図ります。

この方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町教育委員会及び関係の機関・団体との連携を図りながら、人権教育の推進に努めます。

人権教育を総合的に推進していくためには、それぞれの関係者がその役割を果たしながら相互に連携・協力していくことが必要です。

長崎県人権教育・啓発推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 本県の人権教育・啓発の推進に関し、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、長崎県人権教育・啓発推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 長崎県人権教育・啓発基本計画の策定に関すること。
- (2) 長崎県人権教育・啓発基本計画の推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び会議委員をもって構成する。

- 2 議長は、副知事（県民生活環境部担当）をもって充てる。
- 3 副議長は、県民生活環境部長をもって充てる。
- 4 会議委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(運 営)

第4条 推進会議は、議長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐する。

(幹事会及びワーキンググループ)

第5条 推進会議に幹事会を置き、推進会議の運営について必要な事項を処理する。

- 2 幹事会を構成する幹事は、別表2に掲げる者をもって充て、人権・同和対策課長を代表幹事とする。
- 3 代表幹事は、必要があると認めるときは幹事会を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会の下にワーキンググループを置き、推進会議の運営について必要な事項を処理する。
- 5 ワーキンググループは、別に定める者をもって充てる。

(事 務 局)

第6条 推進会議の庶務は、県民生活環境部人権・同和対策課が行う。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年9月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年4月19日から施行する。
- 3 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、平成28年11月30日から施行する。
- 13 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 14 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 15 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (推進会議)

議長 副知事 (県民生活環境部担当)

副議長 県民生活環境部長

(第3条第4項関係)

危機管理監	産業労働部長
企画部長	水産部長
総務部長	農林部長
地域振興部長	土木部長
文化観光国際部長	交通局長
福祉保健部長	教育長
子ども政策局長	警察本部長

別表2 (幹事会)

代表幹事 人権・同和对策課長

(第5条第2項関係)

危機管理監	危機管理課長	子ども政策局	子ども未来課長
企画部	政策調整課長	産業労働部	産業政策課長
総務部	総務文書課長	水産部	漁政課長
地域振興部	地域づくり推進課長	農林部	農政課長
文化観光国際部	文化振興課長	土木部	監理課長
県民生活環境部	県民生活環境課長	交通局	管理部長
県民生活環境部	人権・同和对策課長	教育庁	総務課長
福祉保健部	福祉保健課長	警察本部	広報相談課長

長崎県人権教育・啓発推進会議設置要綱第5条第5項に基づき、ワーキンググループメンバーを次のとおり定める。

記

- 1 別表のとおり幹事の属する課及び人権問題を推進する所管課（室）の職員で構成する。

別 表

ワーキンググループメンバー			
危機管理監	危機管理課 消防保安室	子ども政策局	子ども未来課 子ども家庭課
企画部	政策調整課	産業労働部	産業政策課 雇用労働政策課
総務部	総務文書課 県民センター 学事振興課 新行政推進室 情報システム課	水産部	漁政課
		農林部	農政課 農業経営課
地域振興部	地域づくり推進課	土木部	監理課
文化観光国際部	文化振興課 国際課	人事委員会	職員課
		交通局	総務課
県民生活環境部	県民生活環境課 男女参画・女性活躍推進室 人権・同和对策課 交通・地域安全課 食品安全・消費生活課	教育庁	総務課 教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 児童生徒支援課 生涯学習課 体育保健課
福祉保健部	福祉保健課 医療政策課 国保・健康増進課 長寿社会課 障害福祉課 原爆被爆者援護課	警察本部	広報相談課

「長崎県人権教育・啓発推進懇話会」設置要綱

(目的)

第1条 本県の人権教育・啓発の推進について、広く意見を求めるため、「長崎県人権教育・啓発推進懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

「長崎県人権教育・啓発基本計画」の第3次改訂版の策定に関する意見について

(委員)

第3条 懇話会は、21名以内の委員で構成し、人権問題に関して優れた見識を有する者のうちから知事が委嘱する。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(懇話会の開催)

第5条 懇話会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

(分科会の設置)

第6条 座長は必要に応じて、分科会を設置することができる。

(解散)

第7条 懇話会は、その任務の終了をもって解散する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、県民生活環境部人権・同和対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

長崎県人権教育・啓発推進懇話会委員名簿

役職	氏名	団体役職名等
委員	池内 愛	日本司法支援センター長崎地方事務所 副所長
委員	石村 榮一	特定非営利活動法人長崎人権研究所 理事長
委員	井石八千代	長崎県男女共同参画審議会委員
座長	岩根 信弘	長崎県経営者協会 専務理事
委員	蛭子 賢三	長崎県市町村行政振興協議会 事務局長
委員	大串近太郎	(一社)長崎県身体障害者福祉協会連合会 常務理事
副座長	大塚 真一	長崎県人権教育研究協議会 会長
委員	儀間由里香	Take it!虹 代表
委員	倉田 伸	長崎大学教育学部 准教授
委員	塩津 茂雄	公募委員
委員	瀬戸 牧子	(一社)長崎県医師会 常任理事
委員	瀧口 京子	(公財)長崎県老人クラブ連合会 副会長
委員	武原由里子	公募委員
委員	田崎 智博	(株)長崎新聞社 論説委員会 副委員長
委員	永間 逸男	長崎県人権擁護委員連合会 会長
委員	中村 栄藏	公募委員
座長	長谷川哲朗	長崎大学大学院教育学研究科 教授
委員	濱添なおみ	長崎県 PTA 連合会 副会長
委員	古川 鶴	公募委員
委員	丸山 朋子	長崎県校長会
委員	山田 芳則	(公財)長崎県国際交流協会 常務理事

(敬称略 五十音順)

長崎県人権教育・啓発推進懇話会開催経過

区分	開催日・会場	主な検討事項
第1回	令和3年6月1日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ○「長崎県人権教育・啓発基本計画（第2次改訂版）」の取組及び進捗状況について（報告） ○「令和2年度人権に関する県民意識調査」の結果について（報告） ○基本計画の構成（予定）への新型コロナウイルス感染症患者等の追加について（意見提出） ○懇話会の開催スケジュール等について（意見提出）
第2回	令和3年7月21日 長崎県農協会館 (WEB併用)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回懇話会における意見等への対応について（説明・質疑・意見交換） ○基本計画 第3次改訂素案（第I～IV章）について（説明・質疑・意見交換）
第3回	令和3年10月14日 セントヒル長崎 (WEB併用)	<ul style="list-style-type: none"> ○前回までの懇話会における意見等への対応について（説明・質疑・意見交換） ○基本計画 第3次改訂素案（第V～VI章、数値目標）について（説明・質疑・意見交換）
第4回	令和4年2月14日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本計画 第3次改訂最終案について（報告・意見等提出）

注) 第1回及び第4回の懇話会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合形式から書面形式に変更して開催したもの。

補 足

本計画に掲出の令和2年実施の「人権に関する県民意識調査」の結果については、対応する設問及びグラフのみ記載しています。

なお、グラフの中の「N」は回答者数で、調査の概要は次のとおりです。

(1) 調査の目的：

人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権行政を推進していく上での基礎資料を得ることを目的としている。

- ① 人権に関する県民の意識状況を把握し、同和問題（部落差別）の解決を含めた各種人権に関する啓発活動や長崎県人権教育・啓発基本計画に基づく人権・教育等の各種施策が、どのような効果・影響をもたらしているか、平成22・27年度の調査結果との比較検討ができるための基礎資料とする。
- ② 人権に関する県民の意識の現状や問題点等の把握を行い、人権教育・啓発活動を効果的に推進していくために、今後の講ずべき新たな方策を検討するための基礎資料とする。
- ③ 意識調査の実施を通じて、人権尊重に関する県民世論の喚起を図り、人権問題に対する関心を深めることと併せて人権に対する県民意識の向上をめざす。

(2) 調査対象者：住民基本台帳によって無作為抽出した、県内に居住する満18歳以上の3,000人

(3) 調査期間：令和2年9月11日～11月6日

(4) 調査方法：郵送法

(5) 回収状況：到達標本数2,985に対し、有効回答数1,423（有効回収率は47.7%）

※この「人権に関する県民意識調査」の結果については、長崎県人権・同和対策課のホームページに掲載しています。

◆本基本計画書は、下記ホームページへも掲載しております。

長崎県人権・同和対策課

(<http://www.pref.nagasaki.jp/section/jinken/>)



長崎県

県民生活環境部 人権・同和対策課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL 095 (826) 2585 FAX 095 (826) 4874